

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

控訴人兼被控訴人 国外1名

## 控訴人都の控訴に対する控訴答弁書

令和6年5月22日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高田



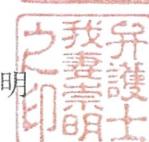
同 鄭一志



同 河村尚志



同 我妻崇明



同 以元洋輔



同 山城在生



同 坂井萌



同 丸山浩祐



## 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人東京都の負担とする  
との判決を求める。

## 控訴理由に対する反論

原判決のうち、控訴人兼被控訴人東京都（以下「控訴人都」という。）の各敗訴部分についてはその結論において相当であって、控訴人都の控訴は棄却されるべきである。なお、被控訴人兼控訴人（以下「被控訴人」という。）らは、原判決のうち被控訴人ら敗訴部分及び一部の事実認定（事実認定そのものを行わなかった点を含む。）につき不当と考えており、令和6年1月10日付で控訴を行い、その理由について令和6年2月29日付控訴理由書にて述べている。

控訴人都の控訴理由に対する被控訴人らの反論は、以下のとおりである。

原判決及び被控訴人らの控訴理由書において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

## 目 次

第1	3つの重要な客観証拠 .....	7
1	はじめに .....	7
2	公安部総括文書 .....	7
(1)	「総括」と題する文書の存在 .....	7
(2)	捜査の端緒と外事容疑性 .....	8
(3)	最低温箇所の特定 .....	10
(4)	目標温度 .....	13
(5)	亡相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する知識 .....	14
(6)	各警察官の証言の信用性 .....	15
3	■ 警部補の取調べ録音記録 .....	16
(1)	■ 警部補による被控訴人島田の任意取調べ .....	16
(2)	被控訴人島田による録音 .....	18
(3)	録音された取調べの内容 .....	19
(4)	■ 警部補は、被控訴人島田の主張を否定する一方、公安部殺菌解釈を説明せず、乾燥により殺菌できると決めつけて取調べを行っていた .....	24
(5)	殺菌解釈に関する問答は検査メモにすら記録されなかった .....	26
(6)	■ 警部補の証言の信用性 .....	27
4	被疑者弁解録取状況報告書の文案に対する ■ 巡査部長のコメント .....	29
(1)	被疑者弁解録取状況報告書のドラフト .....	29
(2)	■ コメントの内容と信用性 .....	30
(3)	■ 警部補の証言の信用性 .....	32
5	小括 .....	33
第2	最低温箇所の検査の違法について .....	33
1	総論 .....	33

(1) 最低温箇所の検査に関する控訴人都の控訴理由の要旨 .....	33
(2) 被控訴人の反論の骨子 .....	34
2 公安部は [ ] らの供述の真偽を検証しなければならなかった .....	35
(1) [ ] らによる測定口の指摘は、任意取調べの開始直後になされた ..	35
(2) [ ] の見解は憶測の域を出るものでなかった .....	38
(3) 公安部にとって [ ] 供述は悪夢の再現だった .....	40
(4) 公安部は測定口とバグフィルタ下部の温度比較について何ら検査資料を有していなかった .....	41
(5) 公安部は、 [ ] 供述後に行われた他の従業員の任意取調べで、同供述を踏まえた取調べを行うべきだった .....	41
(6) [ ] の指摘に合致する他の従業員供述の出現 .....	43
(7) [ ] らの供述を受けた公安部の対応とその評価 .....	44
(8) 経産省からの指摘 .....	45
(9) 公安部が検査を行わなかった理由 .....	46
(10) 小括 .....	47
3 亡相嶋による指摘の存在を疑わしいとする主張に理由がないこと .....	48
(1) 総論 .....	48
(2) 追加で提出された [ ] 警部補らの陳述書の信用性 .....	48
(3) 公安部が亡相嶋から最低温箇所に関する聴取を行っていた蓋然性 ...	49
(4) [ ] 警部補の報告を聞いたとする [ ] 証言の信用性 .....	51
(5) 本件亡相嶋メールの信用性 .....	52
(6) 小括 .....	53
4 [ ] 及び [ ] からの聴取が最低温箇所の特定に到底十分といえないこと .....	53
(1) 総論 .....	53

(2) [REDACTED]からの聴取 .....	54
(3) [REDACTED]からの聴取 .....	57
(4) [REDACTED]らの供述を踏まえた [REDACTED]及び [REDACTED]への聴取 ..	58
(5) 小括 .....	59
5 被控訴人会社は実験開始後直ぐに測定口が最低温箇所であることを突き止めたこと .....	60
(1) 総論 .....	60
(2) 被控訴人会社が最低温箇所を特定した経緯 .....	60
(3) 小括 .....	64
6 その他 .....	64
(1) 50°C・9時間理論は公安部、経産省において採用されていない ..	64
(2) 被控訴人会社の噴霧乾燥器を使った実験が可能であった ..	65
7 小括 .....	66
第3 [REDACTED]警部補の任意取調べの違法について .....	66
1 控訴人都の主張の要旨 .....	66
2 被控訴人島田が「特定の細菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」と誤解するはずがない等との控訴人都の主張に理由がないこと .....	67
(1) 被控訴人会社の従業員において、残留した当該特定の細菌を「全て」死滅させることが当然の前提となっていたといえないこと .....	68
(2) [REDACTED]警部補は、ガイダンスの記載に基づく被控訴人島田の見解を頭ごなしに否定し、曝露防止との趣旨から粉体製造に残留した細菌をすべて死滅させる必要があると帰結させることを妨げたこと .....	71
(3) [REDACTED]警部補が被控訴人島田を誤解させることは可能だったこと ..	77
(4) 過去に殺菌に関する相談を受けていたことについて .....	79
(5) 運用通達について .....	80

(6) その他の事情について .....	81
3 取調べメモや供述調書に「殺菌」の解釈の説明をしたことが記載されていないことは不自然であること .....	83
4 [ ] 警部補の証言の証拠価値について .....	84
5 小括 .....	85
<b>第4 [ ] 警部補の弁解録取の違法について .....</b>	85
1 総論 .....	85
(1) 控訴人都の主張の要旨 .....	85
(2) 控訴人都の主張に対する反論の要旨 .....	86
2 被控訴人島田の供述は陳述書の内容と齟齬がないばかりか被控訴人島田の前後の言動にも合致すること .....	86
(1) 控訴人都の主張 .....	86
(2) 被控訴人島田の供述に矛盾はないこと .....	87
(3) 被控訴人島田の従前及び直前の言動とも合致すること .....	88
(4) 被控訴人島田の直後の言動とも合致すること .....	89
(5) 小括 .....	89
3 [ ] 警部補の供述に信用性がないこと .....	90
(1) 本件弁録報告書は [ ] 警部補の供述の信用性の根拠とならない .....	90
(2) 本件弁録報告書に虚偽の事実が記載されていること .....	91
(3) [ ] 警部補の証言が不自然・不合理であること .....	92
(4) 共謀を認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要性 .....	94
4 [ ] 警部補及び [ ] 警部補の証言の信用性 .....	96
5 小括 .....	96
<b>第5 結語 .....</b>	97

## 第1 3つの重要な客観証拠

### 1 はじめに

控訴人都の控訴理由に対して個別に反論を加える前に、令和6年5月17日に被控訴人らが提出した3つの重要な客観証拠（甲185～188）について説明する。これらはいずれも、原審において証人として出廷した5名の捜査員の証言の信用性の有無を明らかにし、また、控訴人都の主張が客観的事実と不整合であることを示すものである。

### 2 公安部総括文書

#### （1）「総括」と題する文書の存在

令和2年3月11日に被控訴人大川原ら3名を逮捕して本件事件を立件した公安部外事第一課は、同年12月ころ、「大川原化工機（株）らによる中華人民共和国向け生物兵器製造転用可能装置不正輸出事件（外為法違反）～噴霧乾燥器「スプレードライヤ」～総括」と題する内部文書（以下「公安部総括文書」という。）を作成した（甲185）。

公安部総括文書は、本件事件の捜査の端緒及び捜査の経緯を詳細に記載したもので、その冒頭には、本件各噴霧乾燥器の写真とともに、令和2年7月17日付け警視総監賞の賞状及び同年12月8日付け警察庁長官賞の賞状の写真が掲載され、その写真に続き、同年8月付けで当時の外事第一課長 [ ] による「まえがき」が記された、公文書である。

従って、同書は、公安部の捜査経過を示す文書として、（捜査員による証拠捏造や消極証拠の黙殺など、捜査の違法性を基礎づける事情への言及がない点を除き、）基本的に高い信用性を有する。

以下では、原審の証人尋問において証人として出廷した警察官の証言が分かれた事実関係について、公安部総括文書による検証を行う。

## (2) 捜査の端緒と外事容疑性

### ア 各警察官の証言

原審において捜査の端緒及び外事容疑性について証言を行ったのは、  
証言の順に、████ 警部補、████ 警部補及び████ 警部である。

████ 警部補は、一審原告代理人からの、「事件の端緒ですけど、2017年3月に、公安部の捜査員が、CISTECの貿易講習会で、輸出管理に関する講習を受けたことでしたね。」「その講習の後、4月から5月にかけて、数回にわたり公安部の捜査員がCISTECを訪問して、噴霧乾燥器の規制要件について話を聞いたことがありますか。」「あなたや████ 警部補も、CISTECに聴取に行きましたね。」との質問に対し  
ていずれも「はい。」と答え、CISTECの貿易講習会で得た情報が捜査の端緒であった旨証言した（証人████ 20頁）。

外事容疑性に関しては、被控訴人会社製の噴霧乾燥器が「中華人民共和国のあつてはならない場所」に納入されていた旨を証言した（証人████ 12頁～13頁、50頁）。ただし、これが捜査の端緒になったとは証言していない。

████ 警部補は、裁判官から捜査の端緒を尋ねられ、CISTECの講習において同調査員から得た情報が端緒となり、その情報を聞いた公安部が、何かないかということで積極的に捜査を始めた旨証言した。

また、「████さんの取調べのところで、何かいけないところに機械があつたんだっていうところが端緒になったというところではないですね。あつてはならないところに。」と尋ねられ、「違います。そうではありません。」とこれを否定した（証人████ 37頁）。さらに、「あつてはならない

場所から見つかった」との事実自体を否定した（証人 [REDACTED] 20 頁～21 頁）。

[REDACTED] 警部は、「協力者からの情報が端緒でございます。」「警視庁公安部外事一課としては非常に懸念しなければならない輸出案件が何件か見受けられましたので、やはり公安部としては事件捜査に着手しなければならないというような判断もありました。」「(大川原化工機) が送った輸出案件の相手です。」と、いわゆる外事容疑性に関する情報が捜査の端緒となつた旨証言した（証人 [REDACTED] 33 頁）。

#### イ 公安部総括文書の記載

公安部総括文書には、本件事件の捜査の端緒について、平成29年3月8日、経産省の非常勤職員とCISTECの職員を兼務する者から得た、噴霧乾燥器の規制導入前の被控訴人会社とのやり取りに関する情報であった旨の記載がなされている（甲185〔5頁〕）。

また、公安部は、CISTEC職員からの情報を端緒として、被控訴人会社の輸出実績を調べ、その中から本件要件のうち本件要件ハのみを非該当とする項目別対比表が作成されていた輸出案件9件を抽出し、この中から特殊な装置や大型器を除き、本件噴霧乾燥器1を捜査対象貨物としているのであって（甲185〔5～8頁〕）、少なくとも捜査対象貨物が「中華人民共和国のあつてはならない場所」に納入されていたことが判明したとの事実は記載されていない。

さらに、本件噴霧乾燥器2を捜査対象とした経緯においても、同器が「あつてはならない場所」に納入されていたとの情報はなく、本件噴霧乾燥器1と性能等が酷似する点、被控訴人会社がカタログで医薬等の研究開発に最適と宣伝している点、外為法改正により罰則が強化された後

に輸出が行われた点がその理由として説明されている（甲185〔38～39頁〕）。

#### ウ 各警察官の証言の信用性

████████ 警部補の証言は、公安部総括文書の内容と合致し、信用できる。

████████ 警部補の証言は、C I S T E C職員からの情報が捜査の端緒であるとする限りにおいて公安部総括文書と合致するが、被控訴人会社の噴霧乾燥器が「中華人民共和国のあつてはならない場所」に納入されたとの証言は、公安部総括文書に記載がなく、信用できない。

████████ 警部の証言は、「非常に懸念しなければならない輸出案件が何件か見受けられた」ことが捜査着手の端緒になったとするもので、公安部総括文書の内容とまったく整合せず、信用できない。

#### （3）最低温箇所の特定

##### ア 各警察官の証言

最低温箇所の特定経緯について証言を行ったのは、証言の順に、████████  
警部補、████████ 警部補、████████ 警部補、████████ 巡査部長及び████████ 警部である。

████████ 警部補は、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について、████████

████████ から聴取を行ったと証言した（証人████████ 5～6頁）

████████ 警部補は、公安部は当初、風の流れの最下流である排気口だとと  
らえて実験を進めていたところ、████████ からの指摘を受けて  
行った実験でバグフィルター下部の温度が判明した旨を証言した（証人  
████████ 1～2頁、7頁）。

████████ 警部補は、最低温箇所についてユーザー等多数聴取した中、████████

████████ からサイクロン及びバグフィルターの下部は熱の通りが悪いとの指摘を受けた旨を証言した（証人████████ 1～2頁、7～8頁）。

■ 巡査部長は、最低温箇所の測定にあたっては ■ からの聽取を参考とした旨を証言した（証人 ■ 3 頁）。

他方、■ 警部は、■ と ■ の 2 社からの聽取で最低温箇所を特定した旨を証言した（証人 ■ 7 ~ 9 頁）。

#### イ 公安部総括文書の記載

公安部総括文書には、以下の事実経過が記されている（甲 185 [12~16 頁]）。

- ① 公安部は、「およそ 110°C の乾熱を一定時間継続することで特定の芽胞菌を含む一般的な菌は死滅する」との菌の死滅実験の結果に基づき、中古器械の買取・販売業である ■
- ② 株式会社（以下「■」という。）の協力を得て、平成 29 年 9 月 25 日より排気口を最低温箇所と見立てた上で温度実験を開始し、1 回目及び 2 回目の実験では期待した結果は得られなかったものの、平成 29 年 12 月 27 日に実施した 3 回目の実験で、排気口温度が 110°C に達する結果を得た。
- ③ ところが、公安部はその後、平成 30 年 3 月 12 日に ■ より、サイクロン又はバグフィルタの下部という「コールド・ポイント」の存在を聽取した。
- ④ 公安部は、■ からの聽取内容が事実だとした場合、同箇所が 110°C に達していないければ同箇所に存在する菌を滅菌又は殺菌できたと疎明することができないと考え、平成 30 年 3 月 22 日から同年 6 月 5 日にかけて 3 回にわたり ■ の協力を得て再実験を行ったが、バグフィルタ下部の温度は 100°C にも満たない結果に終わった。
- ⑤ その後の反省検討において、公安部は、さらに高い温度で実験を行

う捜査方針を決定し、[REDACTED]以外の協力企業を探したところ、本件噴霧乾燥器1の同型器を所有するユーザーである、株式会社[REDACTED]  
[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）の快諾を得た。そして、平成30年7月11日、[REDACTED]の和歌山工場において再度温度実験を実施したところ、バグフィルタ下部の温度が110°C以上に達する結果を得た。

なお、上記事実経過について、公安部は、公安部総括文書において、「ようやく期待通りの結果が出せたと安堵したのも束の間、その後の聞き込み捜査から、同実験結果では輸出規制該当性を疎明するには不十分であることが分かり、実験は振り出しに戻らざるを得なかった。改めて、対象装置に関しては徹底した研究が必要であることが分かったが、この聞き込みを得ていなかったらと思うと、背筋が寒くなる。」と振り返っている（甲185〔16頁〕）。

#### ウ 各警察官の証言の信用性

[REDACTED]警部補、[REDACTED]警部補、[REDACTED]警部補、[REDACTED]巡査部長の証言は、最低温箇所の特定を[REDACTED]からの聴取によるとするもので、公安部総括文書の内容と合致しており信用できる。特に、[REDACTED]警部補の証言は、公安部による当初の見立てが[REDACTED]の指摘により崩された経緯まで触れるものであって、信用性が高い。

他方、[REDACTED]警部は、[REDACTED]及び[REDACTED]からの聴取により特定したと証言しているところ、このうち[REDACTED]については公安部総括文書において記載はなく、最低温箇所の特定経過に関する証言としては信用できない。

#### (4) 目標温度

##### ア 各警察官の証言

温度実験における目標温度について証言を行ったのは、証言の順に、

████████ 警部補及び █████ 巡査部長である。

████████ 警部補は、当初は芽胞形成菌を死滅できる温度を目指したが、それが無理だと分かって、大腸菌を死滅できる 100°C 程度に目標を下げたと証言した（証人 █████ 6 頁）。

████████ 巡査部長は、裁判官より捜査機関としての目安を尋ねられたのに對し、目安や目標はなかったと証言した（証人 █████ 22 頁）。

##### イ 公安部総括文書の記載

公安部総括文書には、公安部は、「およそ 110°C の乾熱を一定時間継続することで特定の芽胞菌を含む一般的な菌は死滅する」との菌の死滅実験の結果に基づき、本件噴霧乾燥器 1 の同型器を用いた温度実験において、最低温箇所が 110°C 以上を維持できることを目標として、繰り返し実験を行っていたとの事実経過が記述されている（甲 185 [12 ~ 16 頁]）。

同様に、本件噴霧乾燥器 2 の同型器を用いた温度実験においても、最低温箇所が 110°C 以上を維持できることを目標として実験を行っていたとの記述がなされている（甲 185 [40 ~ 41 頁]）。

##### ウ 各警察官の証言の信用性

温度実験の際の目標に関する █████ 警部補の証言は、110°C と 100°C の違いこそあれ、概ねこの程度の目標温度を定めて実験を行っていたという点においては公安部総括文書と合致しており、信用できる。

他方、████████ 巡査部長は、公安部が実験に際して目安ないし目標を定めている事実を否定しているところ、公安部総括文書の内容と明確に矛盾

しており、信用できない。

## (5) 亡相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する知識

### ア 各警察官の証言

亡相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する造詣について証言を行ったのは、  
証言の順に、■警部補、■警部補、■警部補及び■警部である。

■警部補は、裁判官より、「相嶋さんに関しては、大川原化工機で作  
っている機器について、専門的な知識を有しているっていうような立場  
なのかなというふうに思って見ているんですけども、そこは捜査機関  
もそういう認識は持っていましたか。」と尋ねられ、「はい。」と証言した  
(証人 ■ 45頁)。

■警部補は、裁判官より、「大川原化工機の従業員に対して、あるいは  
社長、相嶋さん、島田さんに対しての取調べの時点での話した内容な  
んですけども、この機械について一番詳しいというのは誰というふう  
に公安部の方たちは皆さん考えていましたんでしょうか。」と尋ねられ、「相  
嶋さんです。」と証言した(証人 ■ 35頁)。

■警部補は、一審原告代理人より、「相嶋さんは大川原化工機の役職  
員の中でも、特に噴霧乾燥器の構造に詳しい方ですね。」と尋ねられ、「は  
い。」と証言した(証人 ■ 9頁)。

他方、■警部は、裁判官より、「大川原化工機の従業員だったり社長  
だったりに対しての任意取調べの時なんですけども、この機械につい  
て一番詳しいというふうに認識されていたのは誰でしょうか。」と尋ねられ  
、「技術者の方で、すみません、今名前でないんですけども」と証言し  
、「相嶋さんではなかったですか。」と更に問われたのに対し、「相嶋さ  
んが一番詳しいというような感覚はございませんでした。」と証言した

(証人 [ ] 35~36頁)。もっとも、その後別な裁判官から、「もちろん機械については詳しいというのは、あなたも認識されていたということでおろしいですね。」と問われ、「はい。」と証言している(証人 [ ] 40頁)。

#### イ 公安部総括文書の記載

公安部総括文書には、亡相嶋について、「噴霧乾燥器に関する技術では右で出る者がいないとされ、社長も一目置いている存在である。」との記載がある(甲185〔22頁〕)。

#### ウ 各警察官の証言の信用性

[ ] 警部補、[ ] 警部補、[ ] 警部補の証言は、公安部総括文書の内容と合致しており信用できる。

他方、[ ] 警部は、「相嶋さんが一番詳しいというような感覚はございませんでした。」と証言するが、「右に出るものがない」とする公安部総括文書の内容と整合せず、信用できない。

#### (6) 各警察官の証言の信用性

以上、①捜査の端緒、②最低温箇所の特定、③目標温度、④亡相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する造詣の4つの観点から各警察官の証言と公安部総括文書の記載と比較すると、[ ] 警部補の証言は、①捜査の端緒、②最低温箇所の特定、④亡き相嶋の噴霧乾燥器の構造に関する造詣と、証言を行った3点についていずれも公安部総括文書の記載と明らかに整合しない点がみられ、信用性が著しく低いと言わざるを得ない。

また、[ ] 警部補は上記①、[ ] 警部補は上記③について、それぞれ公安部総括文書の記載と整合しない点が見られる。特に、[ ] 警部補は、本件噴霧乾燥器2を用いた温度実験について自ら捜査報告書を作成している立

場にありながら（丙14）、その実験の目的に関する供述内容が公安部総括文書の記載と不整合を来しており、実験の経過に関する [ ] 巡査部長の証言は総じて信用性に乏しいと言わざるを得ない。

これに対し、[ ] 警部補及び [ ] 警部補は、証言を行ったいずれの点についても公安部総括文書の記載と明らかに整合しない点はひとつもなく、その信用性は相対的に高いというべきである。

なお、第2以下に述べる控訴人都の控訴理由に対する反論においても、必要に応じて公安部総括文書における記載に言及することとする。

### 3 [ ] 警部補の取調べ録音記録

#### （1）[ ] 警部補による被控訴人島田の任意取調べ

公安部は、被控訴人会社及び関係場所に対する捜索差押実施後の平成30年12月11日から、被控訴人会社の役職員に対する任意取調べを開始した（甲185〔21頁〕）。任意取調べは、令和2年3月11日の逮捕直前まで約1年3ヶ月間続けられ、総勢50名、延べ291回に及んだ。

被控訴人島田の任意取調べは、[ ] 警部補が担当し、下表のとおり39回行われ（乙6の1～6の39）、逮捕前に13通の供述調書が作成された（丙82～97）。

回	取調べ年月日	取調べメモ	供述調書
1	平成30年12月11日	乙6の1	なし
2	平成30年12月20日	乙6の2	なし
3	平成30年12月26日	乙6の3	なし
4	平成31年1月10日	乙6の4	なし
5	平成31年1月18日	乙6の5	なし
6	平成31年1月29日	乙6の6	丙A83

7	平成 31 年 2 月 8 日	乙 6 の 7	なし
8	平成 31 年 2 月 15 日	乙 6 の 8	丙 A84
9	平成 31 年 2 月 22 日	乙 6 の 9	丙 A86
10	平成 31 年 2 月 27 日	乙 6 の 10	なし
11	平成 31 年 3 月 6 日	乙 6 の 11	丙 A88
12	平成 31 年 3 月 13 日	乙 6 の 12	丙 A94
13	平成 31 年 3 月 25 日	乙 6 の 13	丙 A87
14	平成 31 年 3 月 29 日	乙 6 の 14	なし
15	平成 31 年 4 月 3 日	乙 6 の 15	丙 A89
16	平成 31 年 4 月 19 日	乙 6 の 16	丙 A90
17	平成 31 年 4 月 25 日	乙 6 の 17	丙 A93
18	令和元年 5 月 3 日	乙 6 の 18	なし
19	令和元年 5 月 10 日	乙 6 の 19	なし
20	令和元年 5 月 21 日	乙 6 の 20	なし
21	令和元年 5 月 30 日	乙 6 の 21	なし
22	令和元年 6 月 6 日	乙 6 の 22	なし
23	令和元年 6 月 14 日	乙 6 の 23	なし
24	令和元年 6 月 25 日	乙 6 の 24	丙 A82
25	令和元年 7 月 8 日	乙 6 の 25	なし
26	令和元年 7 月 22 日	乙 6 の 26	なし
27	令和元年 8 月 9 日	乙 6 の 27	なし
28	令和元年 8 月 23 日	乙 6 の 28	丙 A92
29	令和元年 9 月 5 日	乙 6 の 29	なし
30	令和元年 9 月 19 日	乙 6 の 30	丙 A97
31	令和元年 9 月 27 日	乙 6 の 31	なし

32	令和元年 10 月 8 日	乙 6 の 32	なし
33	令和元年 10 月 24 日	乙 6 の 33	丙 A96
34	令和元年 11 月 1 日	乙 6 の 34	なし
35	令和元年 11 月 20 日	乙 6 の 35	なし
36	令和元年 12 月 6 日	乙 6 の 36	なし
37	令和元年 12 月 23 日	乙 6 の 37	なし
38	令和 2 年 1 月 20 日	乙 6 の 38	なし
39	令和 2 年 2 月 10 日	乙 6 の 39	なし

## (2) 被控訴人島田による録音

被控訴人島田は、当初から、本件要件ハに該当する「定置で殺菌することができる噴霧乾燥器」について、「曝露防止の設計がされた、C I P（自動洗浄）機能付きの薬液による消毒が可能な器械」であり、被控訴人会社が海外向けに輸出していた器械はこれに該当しないとの自己の考えを明確に述べていたが（乙 6 の 1～6 の 5）、平成 31 年 1 月 29 日から同年 10 月 24 日にかけて [ ] 警部補が作成した 13 通の供述調書には、被控訴人島田の認識は一切記載されなかった（丙 A 83～97）。

被控訴人島田は、自己の認識が供述調書に記載されることについて、「私が言ったことを書いてもらえない」などとたびたび不満を述べていた。しかし、[ ] 警部補は「調書は、供述をそのまま記載するものではない」「その言い訳は通じない」として取り合わなかった（乙 6 の 17～19）。

そこで、被控訴人島田は、自身の話した内容が供述調書に記載されないことに不審感を抱き、任意の取調べの録音を何度か試みた。

もっとも、[ ] 警部補は、取調べの録音を禁じ、取調べの冒頭に立会補助者であった [ ] 巡査部長に被控訴人島田の所持品を確認させていた。そ

のため、録音の試みが成功することは多くなかったが、被控訴人島田は、かかる厳しい制約のもと、令和元年11月1日の取調べの録音に成功した。甲186は、その録音記録である（甲187）。なお、同日が録音日であることは、録音末尾の次回日程調整に関する会話内容からも明らかである（甲187〔24頁〕）。

### （3）録音された取調べの内容

この取調べで、被控訴人島田は、CISTEC発行のガイドラインに基づき、自動CIP機能が付き曝露防止性能を有するものが規制対象であるとの認識を繰り返し述べたが、■警部補はこれを頭ごなしに否定した。

また、殺菌解釈について幾度となく話題に上がったものの、■警部補は、公安部が打ち立てていた「噴霧乾燥器内部に存在しうる特定又は不特定の細菌をすべて死滅させること」との殺菌解釈（以下「公安部殺菌解釈」という（丙A126）。）を被控訴人島田に一切示すことなく、また、空焚きによって器械内部の細菌を「すべて」死滅させることができるかを被控訴人島田に尋ねもせず、「乾燥運転により滅菌殺菌することができる」と決めつける形で取調べを進めた。

以下、殺菌性能に関する■警部補と被控訴人島田の会話を抜粋する（■発言の下線は被控訴人ら代理人による）。

島田：あの文章からどこまでが。全てなんてことは全く考えられないじゃないですか。何回も言っていますけど。

■：ほとんど当たると考えて良いのではないですか。だってそのような規制なのですからしょうがないですよ。

島田：私たちが考えていたのはCIP付きで薬液や、定置ができるものが該当と考えていた、と私は何回も言っているじゃないですか。

■：なんでそう考えられるのですか？

島田：あの文章からしてそう考えられると言っているのです。そう解釈できると言っているのです。社長もそういうふうなガイドラインに書いてあるし、相嶋さんの言葉もあったので、ああ私の考えているとおりで良いのだと思った。

■：社長もガイドラインてよく言いたがりますけど、そんな大した内容でもなんでもないですよあれ、別にそんな。

島田：こういうものが規制対象となると書いてあるじゃないですか。

■：ガイドライン、ガイドラインと言いたがりますけど、あんなの、社長が何言っているとか関係ないですよ。相嶋だってこんなの別に・・・

島田：なんでガイドラインが関係ないのですか？

■：その内容がです。

(甲186〔2頁〕)

■：経産省は明確にいくつかの器械について、こちらも全種類を検証実験等しているわけではありませんが、経産省が明確にハに該当ですって、完全に。

島田：ではどれが外れるんですか？RL-8は該当すると言っていると聞きました。どれが外れますか？

■：そのへんは警察に訊くことではないです。経産省に訊くことです。

島田：ですからそのような解釈が明確に表れない。明確に示せない。ですからそのように理解していましたと説明しています。何回も何回もこの一年以上。

■：もう今後はそんなに長くはないと思います。

島田：いいです早く決めてください。

■：私は決められないですね。

島田：私共としても一年以上こんなに引っ張られるとは。何回も説明していくのに同じことを言わせる。本当にもう私は失望します。日本の警察のやり方に。信頼を失いました。真実を変えというからずつと言っています。嘘をつくつもりはありませんから。 (甲187〔4頁〕)

島田：ではこの装置は該当ですか？

■：この装置は完全に該当ですね。もちろんですね。

島田：なぜですか？水分蒸発量は400kg/h以上です。

■：ハについては該当です。完全に。もちろん。これを該当しないって言うのかと思ったんですか？

島田：いや、定置ではないと言っているんですよ。

■：定置っていうのは別に乾燥運転っていうのは完全に。あの、定置じゃない定置じゃないって。

島田：そういうふうに考えていましたと言っています。

■：わかりました。あの、それは我々捜査員にしろ誰にしろ経産省にしろ、乾燥運転が定置じゃないという感覚は誰も言わないですから。

島田：それについては確かにそのとおりです。乾燥時運転については外さなくて良いですから。熱風で温度は上がりますから。それで上がるかつて言われたら私も経産省が会社に来られたときにそう答えていきますから。それと該当するかしないかっていうのは別に考えていたんです。

(甲187〔5～6頁〕)

島田：そこで定置とはどういったことかというと、ずっと置いたままでどうしてやるのかとなりますよ。そうすると我々はそのような危ないものだったら、曝露もせずに、飛散もせずに、自動でCIPが入ってそういうものが該当だと理解していました。

■：乾燥運転は含まないと決めたのは結局最終的には社長になるわけですよね。ま、誰が決めたってなると。

島田：社長はですからその言葉にどうのこうのとは言ってないですよ。私が聞いてるのは何回も言っていますけどその2つだけです。ほとんど会社としてのこの文章をどういうふうに捉えてこういうものが該当だと決めずに進めた、それだけです。社内的には二人の言葉があったので、私がそれを部下に指示しました。

■：社長の方からは条文の内容を見て、うちのRシリーズ、Lシリーズは解釈によってだけど該当しちゃうかなと思ったと言うんですけど、実際のところ当たっているんですよね。 (甲187〔6頁〕)

島田：それが無許可で出せと言ってることじゃないですよ。

■：無許可で出せとは誰も言っていない。

島田：そう言わせようとしてるじゃないですか。なぜ申請しなかったんだと言っているじゃないですか。そう解釈していたんですけど何回も言っているのに。じゃあなぜそういうふうに解釈していたんだって言ったらその空焚きは頭になかったと言っているじゃないですか。それだけですよ。 (甲187〔7頁〕)

■：結局、乾燥運転で中の少なくとも殺菌ができるというは当たり前のことですよね。 (甲187〔7頁〕)

■：だったら乾燥運転ではできるのが当たり前なんでハは全部○で、イと口も○のやつは全部許可申請出そうってやればいいだけじゃないですか？別になんの支障もないんですから。

島田：そう考えちゃいけないんですか。そう解釈してはいけないのですか、あの文章からそのように解釈していたと言っているだけです。

■：あの文章を見て、どういうふうに読んでるんですかね。

島田：同じ質問なんで。

■：ここに自動CIP機能付きのものとかなんとかかんとか、曝露防止とか何も書かれてないですよ。この条文が全てですよ。

(甲187〔8頁〕)

島田：なぜ該当としなければいけないんですか。

■：乾燥運転で滅菌殺菌ができるからだ。

島田：その部分は頭にありませんでした。それだけです。何回も言っています。そのことによって罪になるのですか？そのように理解していたことに対して罪になるのですか？

■：理解していた？

島田：万人がそう考えるのですか？そこなんですよ。非常になんというか、警察のやり方がそういうふうな方向へ。真実はこうだと言っているのに、偽ってやったんだろうというその方向にもっていきたがる。

(甲187〔9頁〕)

■：事実として明らかなのは、この噴霧乾燥器の規制というのはデンマークがこうやってやろうといったことに対して実際に規制を厳しく取り締まったのが日本、ということなんですね。

島田：そうなんですか。それはもうAGの中では同じあいでやっているはずです。

■：でもそれは各国の裁量ってあるはずじゃないですか。各国としての裁量はある。

島田：同じ条項です。基本的には英語で書かれている、まあ若干英語と他の文章は違うかもしれないけど、英語の文章を基本として各国やってい るはずです。

： そうなのですが、若干国によってその国の色が出るっていうのはどんなことにしたってあるはずじゃないですか。 （甲187〔16頁〕）

(4) ■ 警部補は、被控訴人島田の主張を否定する一方、公安部殺菌解釈を説明せず、乾燥により殺菌できると決めつけて取調べを行っていた  
以上の抜粋から明らかなどおり、「殺菌」の解釈や判断基準は、令和元年  
11月1日の取調べでも幾度となく話題にあがっていた。

そして、被控訴人島田は、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器について、「CIP付きで薬液や、定置ができるものが該当と考えていた、と私は何回も言っているじゃないですか。」「社長もそういうふうなガイドラインに書いてあるし、相嶋さんの言葉もあったので、ああ私の考えているとおりで良いのだと思った。」「なんでガイドラインが関係ないのですか？」「我々はそのような危ないものだったら、曝露もせずに、飛散もせずに、自動でCIPが入ってそういうものが該当だと理解していました。」「そう考えちゃいけないんですか。そう解釈してはいけないのですか、あの文章からそのように解釈していたと言っているだけです。」と、任意取調べの開始当初から一貫して延べてきた「曝露防止の設計がされた、CIP（自動洗浄）機能付きの器械である」との自己の考え方と、その根拠がガイダンスの記載であったことを繰り返し訴えていたが、これに対し、████警部補は、「社長もガイドラインてよく言いたがりますけど、そんな大した内容でもなんでもないですよあれ、」「ガイドライン、ガイドラインと言いたがりますけど、

あんなの、社長が何言っているとか関係ないですよ。」「ここに自動CIP機能付きのものとかなんとかかんとか、曝露防止とか何も書かれてないですよ。この条文が全てですよ。」と、被控訴人島田の考えを頭ごなしに否定していた。

また、被控訴人島田が、「ではどれが外れるんですか？」「早く決めてください。」「ではこの装置は該当ですか？」「そう考えちゃいけないんですか。そう解釈してはいけないのですか。」「なぜ該当としなければいけなんですか。」と、本件要件ハの「殺菌」の解釈や判断基準を繰り返し尋ねたのに対し、████警部補は、「経産省が明確にハに該当ですって、完全に。」「そのへんは警察に訊くことではないです。経産省に訊くことです。」「私は決められないですね。」「この装置は完全に該当ですね。」「ハについては該当です。完全に。もちろん。これを該当しないって言うのかと思ったんですか？」「実際のところ当たっているんですよね。」「乾燥運転ではできるのが当たり前なんでハは全部○」「乾燥運転で滅菌殺菌ができるからだ。」と、公安部殺菌解釈を一切示すことなく、①乾燥運転をすれば当然に滅菌殺菌できる、②経産省もそう言っていると、決めつけるかたちで取調べを進めた。

重要なのは、これらの会話が、任意取調べの初期段階ではなく、令和元年11月1日の取調べでなされたものということである。

被控訴人島田の供述調書（丙A83～97）は、平成31年1月29日から令和元年10月24日までの間にすべて作成されている。すべての供述調書が作成された後の取調べで、このようなやり取りがなされているという事実は、それ自体、①それまでの取調べの過程においても、████警部補が被控訴人島田に公安部殺菌解釈を示していなかったこと、及び、②供述調書に記載された殺菌解釈及び殺菌性能に関する被控訴人島田の供述が、被控訴人島田の考えを正確に記載したものでないことを、浮き彫りに

するものである。

#### (5) 殺菌解釈に関する問答は捜査メモにすら記録されなかった

令和元年11月1日の取調べについて、取調べ官の [ ] 警部補及び立会補助者の [ ] 巡査部長が作成した捜査メモに記載されているのは、

- ① 社長の「輸出許可申請」に対する見解（甲187〔1頁〕参照）
  - ② 輸出許可申請の煩雑さ・不利益（甲187〔12～16頁〕参照）
  - ③ 経済産業省からのヒアリング（甲187〔22頁〕参照）
  - ④ 次回取調べ日程（甲187〔24～25頁〕参照）
- のわずか4項目である（乙6の34）。

実際には、①の話題の後、実際に1時間以上にわたり殺菌の解釈や判断基準に関するやり取りがなされているが（甲187〔1頁～12頁〕参照）、捜査メモにはこれについて一切記録されていない（乙6の34）。被控訴人島田が本件要件ハに関する自身の考えを繰り返し述べ、[ ] 警部補がこれを頭ごなしに否定し、経産省が該当すると言っているなどして「乾燥運転により滅菌殺菌することができ、本件要件ハの該当することは当然である」と決めつける形で取調べが行われた事実は、捜査メモの段階で黙殺されているのである。

このことは、本件事件において、捜査員の作成した捜査メモが、実際に供述された内容から担当捜査員が意図的に取捨選択の上作成した捜査資料に過ぎないことを意味する（後述のとおり、[ ] 警部補らの作成した亡相嶋の捜査メモに関しても同様であることが窺われる）。

## (6) [ ] 警部補の証言の信用性

### ア 殺菌解釈に関する被控訴人島田の供述を録取しなかった理由

[ ] 警部補は、原審の証人尋問において、本件要件ハに該当するのは曝露防止性能を有する CIP 機能付きの器械であるとの被控訴人島田の供述を録取しなかったことについて、「様々な事実と矛盾するのに、そういった内容は録取して調書にすることはできない」と説明し、また、CISTEC のガイダンスに従って非該当と判断したとの被控訴人島田の供述を録取しなかったことについて、「矛盾しておりましたので、調書に録取することはできない」と説明し、これらの説明に被控訴人島田は納得していたと証言した（証人 [ ] 11～12 頁）。

しかし、[ ] 警部補は、令和元年 11 月 1 日の取調べにおいて、ガイダンスに従って CIP 機能の付きで曝露しない器械が規制対象であると判断としたとの被控訴人島田の供述を受け、「社長もガイドラインてよく言いたがりますけど、そんな大した内容でもなんでもないですよあれ。」「ガイドライン、ガイドラインと言いたがりますけど、あんなの、社長が何言っているとか関係ないですよ。」「ここに自動 CIP 機能付きのものとかなんとかかんとか、曝露防止とか何も書かれてないですよ。この条文が全てですよ。」と、頭ごなしにこれを否定し、「なんでガイドラインが関係ないのですか？」と尋ねられても、「その内容がです。」と答えるなど、論理的な説明を一切していない。

すべての供述調書の作成を終えているはずの令和元年 11 月 1 日の取調べにおいてこのようなやり取りがなされていることからすると、それ以前の取調べにおいても、[ ] 警部補が被控訴人島田に対して、被控訴人島田の供述を録取しない理由を論理的に説明していたとは到底考えられない。

従って、この点に関する [ ] 警部補の証言は、信用できない。

#### イ 殺菌解釈に関する説明

[ ] 警部補はまた、殺菌の解釈について説明したことがあるかとの問に対し、「経済産業省が発出している省令に記載されている細菌、これらの細菌のうち、特定の1種類を全て殺す、死滅させることができれば殺菌になると説明しました」と証言した（証人 [ ] 20頁）。

しかし、[ ] 警部補は、令和元年11月1日の取調べにおいて、殺菌の解釈、判断基準について被控訴人島田に尋ねられたのに対し、「そのへんは警察に訊くことではないです。経産省に訊くことです。」「私は決められないですね。」「ハについては該当です。完全に。もちろん。これを該当しないって言うのかと思ったんですか？」「乾燥運転で滅菌殺菌ができるからだ。」と、公安部殺菌解釈の説明を一切行っていない。

その他、「捜査員にしろ誰にしろ経産省にしろ乾燥運転が定置じゃないという感覚は誰も言わないですから。」「実際のところ当たっているんですよね。」「乾燥運転ではできるのが当たり前なんで」と、公安部殺菌解釈を説明することなく、「該当ありき」で取調べを進めている。

すべての供述調書の作成を終えているはずの令和元年11月1日の取調べにおいて公安部殺菌解釈に一切言及されていないことからすると、それ以前の取調べにおいても、[ ] 警部補が被控訴人島田に対して、公安部殺菌解釈に関する説明をしていたとは到底考えられない。

従って、この点に関する [ ] 警部補の証言は、信用できない。

#### 4 被疑者弁解録取状況報告書の文案に対する [ ] 巡査部長のコメント

##### (1) 被疑者弁解録取状況報告書のドラフト

###### ア 被疑者弁解録取状況報告書の作成経緯

[ ] 警部補は、令和2年3月11日、被控訴人島田の逮捕直後に同人の弁解録取を行った際、いったんは署名指印を取り付けた弁解録取書につき被控訴人島田から修正を求められたことから、[ ] 警部と対応を協議の上、改めて弁解録取書を再作成し、修正前の署名指印済み弁解録取書を裁断して破棄した（なお、原判決は故意による破棄を認定している。）。

その後、[ ] 警部補は、令和2年3月25日、弁解録取書の破棄の経緯について被疑者弁解録取状況報告書（以下「本件弁録報告書」という。）を作成した（丙A125）。

###### イ 被疑者弁解録取状況報告書の [ ] コメント入りドラフト

本件弁録報告書の作成にあたり、[ ] 警部補は、ワープロソフトでその文案を作成し、そのファイルを弁解録取手続の立会補助者である[ ] 巡査部長に確認させた。そして、[ ] 巡査部長は、当該文案ファイル（以下「本件弁録報告書案」という。）に、ワープロソフトのコメント機能を用いてコメント（以下「[ ] コメント」という。）を追記した（甲188）。

###### ウ 本件弁録報告書と文案の比較

本件弁録報告書と本件弁録報告書案の内容は、以下の点が異なるほかは同一である。

- ① 本件弁録報告書案には [ ] 警部補の署名押印がない。

- ② 弁解録取時の状況(3)の冒頭部分の表現ぶりが異なる（ただし、その意味内容は同一であり形式修正とみられる）。
- ③ 弁解録取時の状況(4)のうち、被控訴人島田が [REDACTED] 警部補に対する発言部分で、本件弁録報告書案に存在した「私の目の前で処分していただかないと納得できません。」との発言が、本件弁録報告書では削除されている。
- ④ 本件弁録報告書では「6 弁解録取書の訂正箇所」の項目が追記されている。

#### エ コメント部分の作成者

本件弁録報告書案に付されたコメントには、コメントの主体は「Administrator」と表示されており、[REDACTED] 巡査部長の名は表示されていない。しかし、① [REDACTED] 警部補が作成した本件弁録報告書について、文案の段階でこれを入手できる者は、公安部内のごく限られた者であると認められること、②コメントの内容は、弁解録取の状況を現に見聞きしていないければ書けない内容であるところ、弁解録取の場に居合わせた捜査関係者は [REDACTED] 警部補のほか、[REDACTED] 巡査部長のみであること（丙A 107、125）、から、コメントは [REDACTED] 巡査部長によるものと認められる。

#### (2) [REDACTED] コメントの内容と信用性

[REDACTED] コメントは、次のとおり、本件弁録報告書案に虚偽記載があることを指摘している（なお、このうち④については本件弁録報告書では正されている。）。

- ① [REDACTED] 警部補が本件弁解録取書 2 の読み聞かせを行っていないにもかかわらず、本件弁録報告書案には、読み聞かせを行ったと記載してい

ること（「事実は読み聞かせていない」）

- ② 本件弁解録取書 2 への署名後に、被控訴人島田は「この署名はなしにしてください。」「この書類は処分してください。」とは発言していないにもかかわらず、本件弁録報告書案にはそのような発言が記載されていること（「署名はなしにしてくださいとは言っていない」「処分なんて言っていない」）
- ③ 本件弁解録取書 2 への署名後に、被控訴人島田が「私が言ったところは訂正されていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」と言っていたにもかかわらず、本件弁録報告書案には当該発言が記載されていない。
- ④ 本件弁解録取書 3 への署名後に被控訴人島田が、本件弁解録取書 2 について「私の目の前で処分していただかないと納得できません。」と発言していないにもかかわらず、本件弁録報告書案にはそのような発言が記載されていること（『『なかったことにしていただきたい』とは言ったが、処分にして云々は言っていない』）

さらに、██████巡査部長は、本件弁解録取書 2 の破棄に関する██████警部補の弁解について、「その弁録はどうするつもりであったのか？新件時（被控訴人ら代理人注：逮捕後に検察官に検査資料一式を送致した令和 2 年 3 月 12 日を指す（甲 185 [37 頁・(5)]）。）に送致するつもりであれば、その時点で誤廃棄と気付く。なぜ今頃の報告なのかという矛盾」「てか、よくこんな報告書が作成できるよな。どっちか犯罪者か分からん。」とコメントしている。

これら █████コメントは、本件弁録報告書案の作成後、本件弁解録取報告書の完成前に作成されたことが推認され。従って、弁解録取に立ち会った当事者が、弁解録取手続後間もない時期において作成したメモであり、そ

の内容も詳細であるから、[REDACTED] 巡査部長の認識を正しく記述したものとして高い信用力を有する。

### (3) [REDACTED] 警部補の証言の信用性

[REDACTED] 警部補は、原審の証人尋問において、本件弁解録取書3の作成に至る経緯について次のとおり証言した（証人[REDACTED] 15～18頁）。

- ① 本件弁解録取書1（白紙に打ち出したもの）を確認した被控訴人島田が、「大川原社長と相嶋専務から指示された、非該当で輸出するという方針に基づき」との記載部分が事実と異なると指摘してきたが、[REDACTED] 警部補が説明すると納得した様子だった。
- ② そのため、本件弁解録取書1のまま修正せずに本件弁解録取書2（所定用紙に印刷したもの）を作成し、被控訴人島田に読み聞かせ、かつ閲覧・確認させた上で、署名指印させた。
- ③ その後、被控訴人島田が、「やはり内容が違うと、社長と相嶋さんと一緒に非該当と決めたわけじゃないと、この書類はなかったことにしてもらいたいと」と申し出た。
- ④ そのため、隣室の[REDACTED] 警部に対応を相談して、改めて弁解録取を行い、本件弁解録取書3を作成した。

しかし、[REDACTED] コメントによれば、[REDACTED] 警部補は、本件弁解録取書2の読み聞かせを行っていないのであるから、上記②の「読み聞かせた」旨の証言は[REDACTED] コメントと明確に矛盾する。

また、[REDACTED] コメントによれば、被控訴人島田は、本件弁解録取書2への署名後に、「私が言ったところは訂正されていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」と言っていたのであるから、共謀を認める文言を訂正しないことについて納得などしていないことは明らかで

あって、上記①の「[ ]警部補が説明すると納得した様子だった」旨の証言は、[ ]コメントと明確に矛盾する。なお、当該[ ]コメントは、被控訴人島田の本人尋問での供述と合致するものである（一審原告島田21頁）。

このように、弁解録取の経緯に関する[ ]警部補の証言は、[ ]コメントと明確に矛盾する内容を含んでおり、信用できない。

## 5 小括

以上のとおり、原審において証人として出廷した5名の警察官のうち、[ ]警部補、[ ]巡査部長、及び[ ]警部の各証言は、重要な点において公安部総括文書その他の客観的証拠と整合せず、総じて信用性に乏しいと言わざるを得ない。なお、被控訴人らの控訴理由書において述べたとおり、[ ]巡査部長及び[ ]警部の証言については、本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた温度測定実験に関する証拠関係（甲173～174）とも不整合を来している。

他方、[ ]警部補及び[ ]警部補の証言は、公安部総括文書と整合しており信用性が高い。

## 第2 最低温箇所の検査の違法について

### 1 総論

#### （1）最低温箇所の検査に関する控訴人都の控訴理由の要旨

控訴人都は、本件各事件の検査当時、被控訴人会社の役職員50名以上を聴取し、そのうち24名から乾熱による殺菌に関する供述を得たが、多くの従業員は殺菌できる旨供述した反面、最低温箇所として「測定口」を指摘したのは3名にとどまること、及び亡相嶋については測定口の指摘があったかは疑わしく、そもそも亡相嶋の供述を特に重要視すべき状況になかったことを挙げ、[ ]及び[ ]からの聴取をもって最

低温箇所の検査としては十分であり、測定口の指摘を踏まえた検査を行う必要はなかったと主張する。

さらに、被控訴人会社が本件各事件における反証のために温度実験を70回以上行ったことなどを根拠に、公安部が測定口の温度に関する検査を仮に行っていても、起訴までの期間内に本件各噴霧乾燥器が規制要件に該当する殺菌性能を有しないことを明らかにすることはできなかったであるとか、本件各噴霧乾燥機と同型器を所有する被控訴人会社だからこそ実施できた実験によるものであるなどと主張する（都控訴理由書9～11頁）。

## （2）被控訴人の反論の骨子

しかし、上記控訴人都の主張は次のとおり理由がなく、最低温箇所の検査不足につき違法と判示した原判決は正当である。

すなわち、①被控訴人会社の従業員3名の指摘は、[REDACTED]と同様に噴霧乾燥器の「コールド・ポイント」を指摘するものであり、本件事件の検査を進める上で最も重要な事項であった以上、公安部はその真偽について検証を行わなければならなかつたし、②亡相嶋から測定口の指摘がなされたことを疑わしいとする主張には理由がない。

また、③[REDACTED]及び[REDACTED]からの聴取は最低温箇所の特定のための検査として到底十分なものとはいえなかつた上、被控訴人会社の従業員3名から更なるコールド・ポイントの指摘がなされたからには少なうともこれを踏まえた意見を再聴取すべきであった。

さらに、④被控訴人会社は温度実験を延べ70回以上行っているが、測定口が最低温箇所であることは2回目の実験で突き止めており、公安部が測定口の指摘を踏まえた追加実験等の検査を行えば、本件各噴霧乾燥器が

規制要件に該当する殺菌性能を有しないことを容易に把握することができた。また、公安部は、協力企業の協力を得ることが不可能な状況にはなかったし、被控訴人会社に協力を要請して、同社所有の噴霧乾燥器を用いて温度実験を行うことも可能であったのであるから、被控訴人会社が実施した実験を公安部では行うことができなかつたとの主張は誤りである。

上記①ないし④の各点につき、以下、詳述する。

## 2 公安部は■らの供述の真偽を検証しなければならなかつた

### (1) ■による測定口の指摘は、任意取調べの開始直後になされた

公安部の被控訴人会社の役職員に対する任意の取調べは、平成30年1月11日に開始され（甲185〔21頁〕）、令和2年2月にかけて延べ291回行われた。

かかる任意の取調べにおいて、乾熱殺菌について供述を得たとして控訴人都が挙げる24名（都控訴理由書20～26頁）のうち、取調べの開始間もない平成30年12月に行われた12名の取調べについて、最低温箇所に関する従業員の供述内容を時系列順に並べると、次のとおりとなる。

日付	従業員名	供述内容	証拠
12月11日	■	スプレードライヤの入口温度を150度以上にすれば、 <u>装置の末端</u> は100度以上	乙7の5 乙20
12月13日	■	<u>箇所の言及なし</u> (入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の高温を維持することができる)	乙23
12月14日	■	袋小路は温度が上がらないのではな	乙45

		いか。具体的には、粉が通るところで 言えば、出口温度センサー、サイクロ ンの入口出口の圧力センサー、機種に もよるが、 <u>乾燥室内の内部圧力センサ</u> <u>ー、バグフィルターの差圧センサーの</u> <u>部分は構造上、袋小路になっている。</u> 熱風が通り抜けず滞留するため、温度 の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排 風口よりもぐんと温度は下がると思 う。	
12月14日	[REDACTED]	<u>箇所の言及なし</u> (長時間運転させれば 装置内部に高熱が行き渡る)	乙7の6
12月14日	[REDACTED]	<u>箇所の言及なし</u> (出口温度100°Cくら いの設定にして乾燥運転すれば、中に ある菌は全て死ぬ)	乙28
12月17日	[REDACTED]	<u>箇所の言及なし</u>	乙39
12月18日	[REDACTED]	<u>箇所の言及なし</u> (高温かつ調整をしな がら空運転を長時間行えば、器械を損 傷せることなく末端にまで相応の 温度が行き渡る)	乙29
12月19日	[REDACTED]	<u>箇所の言及なし</u>	乙31
12月21日	[REDACTED]	<u>バグフィルタから排風ファンのあた</u> り。	乙7の7
12月25日	[REDACTED]	<u>バグフィルタの一番下は空気が流れ</u> にくいので温度があがらない。	乙5の1

12月25日	[REDACTED]	<u>温度、圧力を測る</u> パートの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか暖まらないが、時間をかけて暖まる。	乙30
12月25日	[REDACTED]	計測器は袋小路になっており、風の流れができないので、その中に熱が伝わらない。熱伝導で多少計測器付近も温度は上昇するかもしれないが、断熱材を覆っていないため（取り外して計測器の周りの粉を洗浄の際に邪魔だから。）すぐに放熱してしまい、温度は上がらないはずである。	乙44

このように、公安部は、平成30年12月11日に開始した被控訴人会社の役職員の任意取調べにおいて、開始間もない12月に乾熱殺菌に関する取調べを行った12名中、実に3名から測定口にあたる部位が最低温箇所である旨の供述を得ていた。12名中6名は最低温箇所への言及自体がないことを加味すると、最低温箇所に関する供述のうち半数は、測定口を指摘するものであった。

控訴人都は、平成31年1月以降に聴取した供述をも含めて外事一課の捜査結果と整合する内容の供述が多数であったから、[REDACTED]らの供述の真偽を確かめずとも致し方ない、違法とは言えないと主張するようである（都控訴理由書19～33頁）。しかし、捜査は本来流動的なものであり捜査の根幹を揺るがしかねない重要な消極証拠が発見された場合には、その都度少なくともその真偽を確認するのが通常であるから、このような主張こそ、捜査の流動性を無視した、まさに逆算的な主張であると言うほかなく、控訴人都の主張は、失当である。

特に、取調べの最初期である平成30年12月14日、公安部は、被控訴人会社の執行役員の[...]（以下「 [...]」という。）から、次のとおり供述を得ている。

袋小路は温度があがらないのではないか。具体的には、粉が通るところで言えば、出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、機種にもよるが、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けず滞留するため、温度の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排風口よりもぐんと温度は下がると思う。（都控訴理由書より抜粋。乙45）

[...]の供述は、噴霧乾燥器の各箇所に設置された測定口の温度が上がりづらいと指摘するものであり、「乾燥室の内部圧力センサー」は乾燥室測定口を指す。 [...]は、これらの測定口の具体的な箇所を列挙するとともに、温度が上がりづらい理由として、袋小路は熱風が通り抜けず滞留することから温度が上がらないという科学的根拠を明確に指摘している。

このように [...]の供述は、温度が上がらない場所を、詳細かつ具体的に、明確な根拠をもって供述しており、その具体性は、上記12名の中で群を抜いていた。

## （2） [...]の見解は憶測の域を出るものでなかった

他方、公安部が従前 [...]から聴取していた最低温箇所に関する見解は次のものであった。

平成29年12月4日（乙8の22）

乾熱滅菌作業を行ううえで、装置内部で菌が死ににくい場所は器具と器具の間のパッキン部分だろう

平成29年12月12日（甲189）

噴霧乾燥器内部に熱風を送った際に最も温度が低くなる場所は、装置末端の排風機後にある管の部分である。乾燥室以降は温度を上げる装置はなく、装置末端に行くほど温度は下がる。

平成29年12月25日（乙8の24）

機械の最低温の場所は、排風機後にある管の部分。各部分（バグフィルタやサイクロン）で考えると、それぞれの下に設置されている粉を回収する容器部分が温度は低くなる。

平成30年3月12日（丙A132）

熱風は上昇する特性があることを改めて考えるとサイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある。実際にどの場所が低くなるのかを計測したことは無く、あくまで理論上での考えである。

まず、最低温箇所に関して公安部が [ ] から聴取した内容は、平成29年12月4日から同月25日までの極めて短期間のうち変遷しており、そのことのみをもってしても信用性が低い。

また、平成30年3月12日に同社から最終的に聴取された内容にも、「サイクロンの下部・・・の方が低温になる可能性がある」「実際に…計測したことは無」い等、曖昧かつ憶測の域を出ないものである上、サイクロン下部が低温となる理由についても、「熱風は上昇する特性がある」という極めて大掴みなものであって、「最低温箇所」（最も上がりづらいスポット）の論拠にはなり難いものであった。実際、警視庁公安部は、「被聴取者の聴取から、噴霧乾燥器内の最低温箇所の特定には至らなかったが、最低温を示す可能性のある箇所が判明した」と整理している（丙A132〔3頁〕）。

このように、最低温箇所の特定は、公安部による乾熱殺菌理論及びその

実証方法における最重要事項であるところ、[REDACTED]から得られた聴取結果は、最重要捜査事項に関する供述としては、これのみに依拠するには余りにも脆弱なものであったと言わざるを得ない。

### (3) 公安部にとって[REDACTED]供述は悪夢の再現だった

公安部は、本件噴霧乾燥器1の同型器を用いた温度測定実験を開始した当初、「およそ110°Cの乾熱を一定時間継続することで特定の芽胞菌を含む一般的な菌は死滅する」との菌の死滅実験の結果を踏まえ、付属ヒーターによる熱風の最下流である排気口が110°Cに達していれば器内中の温度も110°Cに達すると考えて、同箇所の温度を繰り返し測定し、平成29年12月27日に実施した3回目の実験で、排気口温度が110°Cに達する結果を得た（甲185〔12～13頁〕）。

しかしその後、平成30年3月12日に、[REDACTED]から、排风口よりも、サイクロン又はバグフィルタの下部の温度の方が低くなる可能性がある旨の指摘を受けた（丙A132）。

かかる指摘を受け、平成30年3月22日、同年4月17日、同年6月5日の3回にわたり、排気口に加え、サイクロン下部及びバグフィルタの下部に温度測定器を設置して温度測定実験を行ったところ、サイクロン下部は110°Cを超えたものの、バグフィルタ下部は100°Cにも満たない結果に終わった（甲185〔14～15頁〕）。

この結果により公安部内では諦めの声も出たが、入り口温度をカタログ上限値である250°Cに設定して実験すれば、「コールド・ポイント」の温度は110°Cに達するかもしれないとの意見が出たため、「希望は完全に絶たれたわけではない」として、平成30年7月11日に設定温度を高くした再実験を行い、バグフィルタの下部が110°C以上に達するとの結果を

得た（甲185〔15～16頁〕）。

このように、公安部は、当初見立てていた最低温箇所（＝排気口）よりも温度が低くなる可能性がある箇所の指摘を受けて、実験を振り出しに戻ざるを得ない事態を、[ ]供述の前に経験していた。

[ ]より未測定のコールド・ポイントの指摘を受けた平成30年12月14日の状況は、[ ]の指摘により見立ての甘さが露呈した同年3月12日の再現であった。

#### （4）公安部は測定口とバグフィルタ下部の温度比較について何ら捜査資料を有していなかった

[ ]の供述は、各測定口の温度が排風口よりもぐんと低くなると指摘するものであったのに対し、公安部が[ ]から聴取していた内容は、バグフィルタ等の下部の温度が排風口よりも低くなると指摘するものであって、いずれも排風口よりも低くなる箇所を指摘する点において共通していた。

そして、公安部の捜査対象は「最低温箇所」の温度であったのであるから、公安部は、[ ]の指摘する測定口と[ ]の指摘するバグフィルタ下部のどちらが低い温度にとどまるかを把握する必要があるところ、これについて、公安部は一切の捜査資料を有していなかった。

[ ] 供述 測定口の温度 < 排風口の温度

[ ] 供述 バグフィルタ等の下部 < 排風口の温度

→ 測定口とバグフィルタ等の下部のどちらが低いかは不明

#### （5）公安部は、[ ]供述後に行われた他の従業員の任意取調べで、同供

述を踏まえた取調べを行うべきだった

公安部は、平成30年12月14日時点で、既に [REDACTED] からの聴取結果に基づく本件噴霧乾燥器1の最低温箇所特定のための温度実験を終えており（丙6）、その温度実験では、[REDACTED] の指摘する「出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分」の温度を全く測っていなかった（丙6〔3頁「(3) 測定温箇所」〕、丙7〔2頁「2 計測の経緯」〕）。

仮に [REDACTED] の指摘が正しければ、公安部が測定していなかった箇所に最低温箇所が存在することとなるから、公安部の行った実験では本件噴霧乾燥器1が殺菌性能を有する証明にならない。[REDACTED] の指摘により捜査が振り出しに戻った平成30年3月12日と同じ状況である。

このように、[REDACTED] の指摘は、公安部が特定した箇所の他に最低温箇所が存在する可能性、ひいては本件噴霧乾燥器が、公安部が自ら打ち立てた「殺菌」性能すら満たさない器械である可能性を生じさせかねない、捜査の[REDACTED] を揺るがす重大な指摘であった。しかも、公安部にとって、最低温箇所の見立てに誤りがあり実験が振り出しに戻されたことは初めてでなかったのであるから、[REDACTED] の指摘は、公安部が捜査を進める上で、慎重にその真偽を検証しなければならない消極証拠であった。

そして奇しくも、公安部はその頃、被控訴人会社の役職員に対する任意取調べを順次進めていたところであり、[REDACTED] の取調べ直後の1週間に、[REDACTED] (12月17日)、[REDACTED] (同日)、[REDACTED] (同月18日)、[REDACTED] (同月19日)、[REDACTED] (同月21日) の取調べを行ったのであるから、同人らに対して [REDACTED] の指摘を示して、その真偽を確認することが可能であった。

しかし、これらの取調べメモを見ても、[REDACTED] の指摘した箇所の温度につ

いて確認をした形跡は一切認められない（乙24、28、29、31、39）。すなわち、公安部は、[REDACTED]からの指摘で捜査を振り出しに戻された苦い経験がありながら、これと同種の重要な指摘について、他の従業員への確認すら行わなかったのである。

#### (6) [REDACTED]の指摘に合致する他の従業員供述の出現

そのような中、[REDACTED]供述の11日後、12月25日に行われた[REDACTED]  
(以下「[REDACTED]」という。)、[REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。)の取調べでは、「温度、圧力を測るパートの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか暖まらない」(乙30)、「計測器は袋小路になっており、風の流れができないので、その中に熱が伝わらない」(乙44)と、最低温箇所について、[REDACTED]の指摘と合致する供述が聴取された。

この点、控訴人都は、[REDACTED]らが測定口を指すものとして用いた表現がそれぞれ異なっていたことを捉えて「測定口を明確に特定する者はいなかつた」と主張する(都控訴理由書16頁)。

しかし、既に述べたとおり、[REDACTED]の供述は極めて詳細かつ具体的であり、「袋小路は温度が上がらない」理由につき、明確にその根拠を述べているし、その後の[REDACTED]や[REDACTED]の供述もまた、袋小路部分は熱風が通らないから温度が上がらないという共通の根拠を示した上、それぞれ最低温箇所となるであろう具体的箇所を指摘しているのであるから、事件捜査を専門に行う警察官であれば、[REDACTED]や[REDACTED]の指摘が[REDACTED]と同じ箇所を最低温箇所とするものであることを認識することは、十分に可能であった。

百歩譲って同一箇所を指摘するものとまでは考えが及ばなかったとしても、公安部はそもそも、風の通らない袋小路の箇所という観点から最低温箇所の特定を試みてすらいなかつたのであるから、[REDACTED]の見

解のみに依拠して行った最低温箇所の特定が誤っている可能性があることは、当然に推知し得た。

#### (7) [ ] らの供述を受けた公安部の対応とその評価

このように、公安部は、被控訴人会社の役職員を対象とした任意の取調べを開始した直後である平成30年12月において、極めて詳細かつ具体的に測定口を最低温箇所であると指摘した [ ] をはじめ、 [ ] 、 [ ] からも [ ] の供述と一致する測定口にあたる箇所が最低温箇所である旨の指摘を受け、仮にかかる指摘が正しければ本件噴霧乾燥器1の温度実験を再度やり直さなければならないという重大な局面に置かれたものである。

従って、公安部は、 [ ] らの指摘の真偽について、①その後に行われる被控訴人会社の役職員に対する取調べにおいて確認をする、②最低温箇所に関する聴取を行った [ ] に再確認をする、③同業他社で公安部の捜査に協力をしていた [ ] に確認する、といった追加捜査を行うべきであり、これらの追加捜査により [ ] らの指摘を論理的に排斥できない場合には、④ [ ] らの指摘する箇所を実機で確認の上、当該箇所の温度を本件噴霧乾燥器1の同型器を用いて測定するべきであった。

しかし、公安部が本件噴霧乾燥器1の同型器を用いた温度実験を再度行い測定口の温度を計測した事実が認められないことはもちろん、その後に行われた本件噴霧乾燥器2の同型器を用いた温度実験において測定口の温度を計測した事実は認められない。

また、平成31年1月以降も延々と続けられた被控訴人会社の役職員に対する取調べにおいて、 [ ] らの指摘の真偽を確認した事実も認められない。例えば、控訴人都が控訴理由書20頁以下に列挙する24名のうち、平成31年1月以降に取調べメモないし供述調書が作成された [ ]

(乙7の10・11、乙21)、[REDACTED] (乙7の1、乙22)、[REDACTED]  
(乙24)、被控訴人[REDACTED] (乙25)、[REDACTED] (乙26、27)、[REDACTED]  
(乙7の6、丙33、丙34)、[REDACTED] (乙32)、[REDACTED] (乙33)、  
[REDACTED] (乙34)、[REDACTED] (乙7の9、乙36)、[REDACTED] (乙37)、[REDACTED]  
[REDACTED] (乙38)、[REDACTED] (乙40)、[REDACTED] (乙42)、[REDACTED] (乙  
43)についてみても、[REDACTED]らの指摘を確認したことを窺わせる記載はない。同様に、[REDACTED]や[REDACTED]に対して[REDACTED]らの指摘の真偽を確認した事実も認められない。

そうすると、公安部は、[REDACTED]から最低温箇所に関する重大な指摘を受けたにもかかわらず、その真偽を確認する検査を一切行わなかつたのであるから、このことのみからしても、最低温箇所に関する判断に合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかである。

#### (8) 経産省からの指摘

さらにいえば、公安部は、平成29年10月27日、噴霧乾燥器の構造上、温度の上がりづらいコールド・ポイントが存在することについて、次のとおり、経産省からも指摘を受けていた（甲166の3〔2頁〕）。

管理課の解釈（あくまで法規班補佐の個人的見解）では、今のところ「内部とは器械全体を指す」としており、そうなると噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある。

このように、公安部は、被控訴人会社の役職員の取調べを行うよりずっと前に、法令を所管する経産省から、噴霧乾燥器の内容には付属ヒーターから熱風が行き届かないコールド・ポイントが「数多く」存在しうること、そしてかかる主張が被控訴人会社側から主張される可能性があることを聴

取していた。

その後の任意取調べにおける [REDACTED] らの供述は、まさに経産省が懸念を示していた通りの事態であった。

#### (9) 公安部が捜査を行わなかった理由

公安部は、平成30年3月に [REDACTED] からコールド・ポイントの指摘を受けた際には温度実験をやり直したのであるから、それと同じように、[REDACTED] らの指摘を踏まえた温度実験を再度行うことはたやすいことであった。さらにいえば、被控訴人会社の従業員への確認や、[REDACTED] や [REDACTED] への確認は、特段の時間や費用を要しない簡単な捜査である。

本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性の立証上、最低温箇所の特定が必要不可欠であることは当然熟知していたはずであるところ、公安部が、追加実験のみならず、時間も費用も要しない簡単な聴取すら行わなかったことは、およそ正常な判断とはいえない。

その理由について、[REDACTED] 警部補は原審において、次のとおり供述した(証人 [REDACTED] 9頁、34頁)。

余計なことをするなという幹部の指示がありますので、出なかったらどうするんだ、事件潰れて責任取れんのかというのをずっと言われてますので、測ってないということです。

([REDACTED] 警部が) 従業員の言い訳だ、信じる必要はないと言いました。

かかる [REDACTED] 警部補の供述は、詳細かつ具体的である上、組織内での自らの立場が不利になるおそれのある内容であって、記憶と異なる事実を述べたとは考えにくい。また客観的にも、捜査メモや供述調書等に従業員から最低温に関する供述が記載されていないなど、他の証拠とも何ら矛盾しな

いことから、信用できる。

そして、[REDACTED] 警部補の供述のうち、「余計なこと」とは、測定口の再測定や本件噴霧乾燥器と同型器の器械の所有者から最低温箇所に関して聴取することを意味し、「出なかったらどうするんだ」とは、本件噴霧乾燥器の内部を熱風乾燥するに際し、本件捜査機関解釈に沿う温度が「出なかったらどうするんだ」を意味する。

すなわち、捜査幹部は、「余計なこと」をすれば「事件」が「潰れ」ていた可能性があったことを認識しつつ、あえて捜査員に必要な捜査をさせないために、「従業員の言い訳だ、信じる必要はない。」などと、客観的に根拠もなく指示を行っていたのである。

#### (10) 小括

以上のとおり、平成30年12月に被控訴人会社の役職員の任意取調べを開始して間もなく [REDACTED] ら3名から測定口にあたる箇所は袋小路となり熱風が届きにくいため温度が上がりにくいと具体的な供述がなされたことからすると、通常の注意力を有する警察官であれば、[REDACTED] の供述の真偽を確かめる捜査、具体的には、少なくともその後に行われる被控訴人の役職員に対する取調べの中で、[REDACTED] らの供述を当てる等の捜査を行うことは十分可能であったし、また、その後に行われる本件噴霧乾燥器2の同型器を用いた温度実験において [REDACTED] らの指摘を踏まえて測定箇所を定めることは十分可能であった。

従って、公安部は、[REDACTED] らの供述を踏まえた捜査を怠り、むしろこれを意図的に黙殺したものであるから、このことのみをもってしても、控訴人都の主張に理由がないことは明らかである。

### 3 亡相嶋による指摘の存在を疑わしいとする主張に理由がないこと

#### (1) 総論

控訴人都は、そもそも亡相嶋が取調べにおいて本件亡相嶋メールのとおり発言したのかということ自体、疑わしいといわざるを得ないと主張する（都控訴理由書16～19頁）。

しかし、控訴人都の主張は、誤った証拠評価を前提とするものであって、本件亡相嶋メールはそれ自体信用性が高い。

また、亡相嶋との取調べを担当した警察官の陳述書により亡相嶋メールの内容の信用性を減殺しようと試みているが、これらの陳述書自体が信用するに足りないものであるから、亡相嶋メールの内容の信用性は減殺されない。

#### (2) 追加で提出された■警部補らの陳述書の信用性

控訴人都は、亡相嶋の取調べを担当した■警部補（令和6年2月28日作成）、■巡査部長（令和6年2月25日作成）及び■巡査長（令和6年2月28日作成）の陳述書を追加で証拠提出している。これらの陳述書には、「亡相嶋が、私たち取調担当者に『マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等の極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない。』ということを、伝えたということはない。」旨の記載がある（乙17～19）。

しかし、第一に、■警部補らの陳述書は、原審において捜査の違法性が認められ、敗訴した控訴人都が、控訴後に自らの職員に作成させたものである。そのため、これらの陳述書は、控訴人都にとって都合良く口裏合わせをした上で、虚偽の内容を記載することが客観的に十分可能な状況下で作成された文書であって、その作成過程のみからしても信用性に欠ける。

いわんや、[REDACTED] 警部補らは、警視庁という組織の一員として、組織内での自らの立場を維持するために、控訴人都に有利な事実を供述する動機が十分あるから、類型的にみて到底信用に足りるものではない。

第二に、これらの陳述書の内容は、5年前（平成31年1月）の取調べのうち同月15日、16日、24日、25日の合計4回の取調べにおいて亡相嶋が述べた内容に関して、各人の記憶を頼りに供述されたものであるところ、そのような5年前の特定の4日間に係る記憶自体不確かなものである。なお、[REDACTED] 警部補らは、警察官として日常的に取調べ等の捜査にあたっているところ、亡相嶋への取調べが特に印象に残ったことを窺わせる特別な事情も存在しない。

第三に、[REDACTED] 警部補らは、「『マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管当極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない』というような指摘をしたことはない」等と述べる根拠として、一様に供述調書やメモ等の記録に残っていないことを挙げるところ、後述するとおり、供述調書やメモ等は聴取した内容を全て記載するものではないから、本件亡相嶋メールの信用性を否定する根拠としては極めて薄弱というほかない。

このように、[REDACTED] 警部補らの陳述書はいずれも、その作成過程や記憶の不正確さ、及び本件亡相嶋メールの内容を否定する根拠の薄弱さからしてそれ自体信用に足るものではなく、亡相嶋氏が取調べを受けた直後に作成した本件亡相嶋メールの内容の信用性を覆すに足りる証拠とは到底いえない。

### (3) 公安部が亡相嶋から最低温箇所に関する聴取を行っていた蓋然性

既述のとおり、公安部は、平成30年12月に被控訴人会社の役職員に対する取調べを開始し、[REDACTED] ら3名から測定口にあたる箇所が最低温箇所

である旨の供述を得ていたところ、当該供述の重要性に鑑みれば、[ ]ら3名の指摘の真偽を確かめるためにも、噴霧乾燥器の構造に詳しい亡相嶋に対し最低温箇所に関する取調べを行うことが自然である。

この点、控訴人都は、「当時、亡相嶋に関しては、本件各噴霧乾燥器に特別詳しいとはいえない旨の供述も得られていたほか、亡相嶋と同様に一審原告会社で噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、その構造に詳しい者らから最低温箇所等について聴取していたのであるから、[ ]警部補らが亡相嶋に対して噴霧乾燥器内部の温度が低くなる箇所を質問していなかつたとしても、何ら不自然ではない。」などと主張する（都控訴理由書19頁、31～32頁）。

しかし、公安部は、立件後に作成した公安部総括文書において、亡相嶋を、「社長に次ぐナンバー2と評されており、噴霧乾燥器に関する技術では右に出る者がいないとされ、社長も一目置いている存在である。」と整理しているのであって（甲185〔22頁〕）、被控訴人の弁解は苦しいと言わざるを得ない。

また、公安部が、当時聴取を行っていた多数の役職員のうち極一部の者から、亡相嶋が本件各噴霧乾燥器に特別詳しいとはいえない旨の供述を得ていたとしても、それだけで噴霧乾燥器の設計に携わってきた立場にあり、かつ本件事件の被疑者でもあった亡相嶋から最低温箇所に関する聴取を行わない理由にはならない。

さらに、公安部は、平成30年12月14日に[ ]から測定口の温度が上がりづらい旨の供述を聴取した直後の時期に行われた技術系従業員の、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、[ ]、被控訴人[ ]の取調べにかかる取調べメモを見ても、[ ]の指摘した箇所の温度について確認をした形跡は一切認められず（乙24、28、29、31、39、5の1、7の7）、[ ]及び

■からの指摘を受けた直後の平成31年1月に行われた■（乙24）、■（乙26）、■（丙34）、■（乙32）の取調べにおいても、■らの指摘を確認したことを窺わせる形跡はないから、他の従業員からの聴取をもって最低温箇所に関する聞き取り捜査が十分といえる状況にもない。

従って、平成31年1月に行われた亡相嶋の取調べにおいて、■によるコールド・ポイントの指摘に関する真偽の確認が行われていないのは極めて不自然である。

#### （4）■警部補の報告を聞いたとする■証言の信用性

■警部補は、原審において、控訴人都代理人から「相嶋さんの取調べの内容というのは、捜査メモで把握していたということでいいんですか。」と問われ、「捜査メモと捜査員が■警部らに報告するのを一緒に聞いております。」と供述し、亡相嶋による最低温箇所の指摘を知った経緯について「それは、メモですか、報告ですか、どっちか覚えてますか。」と問われ、「報告で記憶があります。」と供述し、その後も捜査メモに基づくものであったかを執拗に誘導されても、一切動じずに、「私が印象に残っているのは、あ、同じことを言っているなというふうに、■警部補が報告しているのを見て、私は記憶しております。」「いや、メモとではなく、■さんや■さんと同じことを言っていると。やはりそこは確認しなきゃいけないんじゃないのかなっていうふうに思った記憶があるということです。」と、■警部補が亡相嶋から最低温箇所の指摘を受けた旨の口頭報告を行っているところを見聞きしたと供述した（証人■33頁）。■警部補のかかる供述は、控訴人都代理人による執拗な誘導にも一切動じず、かつ、■らの供述との整合性を具体的に指摘してなされており、極めて信用性が高い。

また、もとより取調べにかかる捜査メモが聴取内容を網羅的に記載するものでないことは、[■]警部補が原審において証言しているところである（証人[■]27～28頁（「メモへの記載は省略した」、「先生の説明を記録したノートを基に作成した」）。現に、[■]警部補が令和元年11月1日に行った取調べにおいて被控訴人島田が録音した内容（甲186、187）と捜査メモ（乙6の34）の内容を比較すると、「CIP機能付きの噴霧乾燥器が規制対象であるとの認識であった」旨の被控訴人島田の供述が捜査メモでは一切記載されていないことが明らかである。このように、捜査メモや供述調書は、供述内容を網羅的に記載するものでもなければ、正しく要約するものではなく、作成者である捜査員が意図的に取捨選択して記述するものなのである。

従って、最低温箇所に関する亡相嶋の供述について、[■]警部補らが捜査メモや供述調書に記載していないとしても何ら不自然でないし、[■]警部補が、捜査メモに基づくものでなく、口頭で[■]警部に報告していたところを聞いたとする[■]警部補の証言は一層信用できる。

#### （5）本件亡相嶋メールの信用性

乙17ないし乙19とは異なり、亡相嶋は、本件国賠訴訟を見据えて証拠化するために原告らに本件亡相嶋メールを送信したのではなく、取調べにおいて聞かれた内容や話した内容を被控訴人大川原らに報告するために送信したものである。したがって、亡相嶋が、本件亡相嶋メールにおいて虚偽の内容を記載する動機は全くない。

また、本件亡相嶋メールは、乙17ないし乙19とは異なり、比較的記憶が鮮明な取調べの直後に作成され、送信されているから、その内容は当該時点の亡相嶋の鮮明な記憶に基づくものであることが認められる。

従って、本件亡相嶋メールは信用できる。

## (6) 小括

以上のとおり、本件亡相嶋メールは信用できる一方で、[ ] 警部補らの陳述書（乙17～19）は信用に足りないから、[ ] 警部補らの陳述書は、本件亡相嶋メールの信用性を減殺することはないのであって、亡相嶋から測定口の指摘がなされたことを疑わしいとする控訴人都の主張に理由はない。

4 [ ] 及び [ ] からの聴取が最低温箇所の特定に到底十分といえないこと

### (1) 総論

控訴人都は、[ ] から「噴霧乾燥器内の最低温箇所の特定には至らなかつたが、最低温を示す可能性のある箇所」に関して聴取したこと（丙A132〔3頁〕）、及び、[ ] から「バグフィルタ内の温度は下部の方が上部よりも温度が20度くらい低いことが予想される」ことを聴取したこと（乙15〔1頁〕）、及び、これらの聴取結果に基づいて本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた実験を行ったことをもって、最低温箇所の特定に関する検査としては十分であったと主張するようである（都控訴理由書31頁）。

しかし、両社からの聴取はいずれも最低温箇所の特定のための検査として、十分なものとはいえない。

そもそも、経産省が「内部とは器械全部を指す」と解釈している以上（甲166の3）、本来、最低温箇所の特定のための検査としては、本件噴霧乾燥器の器械内部全ての温度を測定しなければならないはずである。しかし、

これは現実的ではないから、器機の構造上およそ他に最低温箇所がないといえる程度に器械内部の様々な箇所の温度を測定すること、及び、本件噴霧乾燥器を使用しているユーザーや、本件噴霧乾燥器のメーカーから最低温箇所について当該箇所やそのように考えた根拠等も含めて正確に聴取し、ユーザーやメーカーが指摘した箇所につきその温度を測定することが必要である。

そして、後述するとおり、[REDACTED]の供述に直ちに依拠することはできないどころか、公安部自ら[REDACTED]からの聴取では「最低温箇所の特定には至っていない」と帰結しているのであるから、[REDACTED]からの聴取をもって、最低温箇所の特定のための検査として十分であったということは到底いえない（丙A 1 3 2〔3頁「5 結果〕）。

また、[REDACTED]は、最低温箇所に関して一切供述をしていない（あくまでも「バグフィルタの上部より下部の方が20度くらい温度が低い」と供述しているにすぎない）のであるから、[REDACTED]からの聴取をもって、最低温箇所の特定のための検査として到底十分なものであったということはできない（乙15〔1頁「イ サイクロン・バグフィルタ内の熱風の動き及び温度について〕）。

## (2) [REDACTED]からの聴取

[REDACTED]の最低温箇所に関する供述経過は次のとおりである。

聴取日	聴取内容（最低温箇所に関するもののみ抜粋）	証拠
平成29年 12月4日	乾熱滅菌作業を行ううえで、装置内部で菌が死ににくい場所は器具と器具の間のパッキン部分だろう	乙8の 22
同月12日	噴霧乾燥器内部に熱風を送った際に最も温度が低くなる場所は、装置末端の排風機後にある管の部分である。	甲18 9

	<p>噴霧乾燥器で温度が必要となる場所は、製品を作る乾燥室内だけあって、乾燥室以降は温度を上げる装置は無く、装置末端である排風機に行くほど温度は下がる。</p> <p>このことは、どのメーカーの噴霧乾燥器でも同じことが言える。</p>	
同月 25 日	<p><u>排風機後にある管の部分</u>と思われる。</p> <p>噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけあり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度が下がると考えられる。</p> <p>大型機など機種によっては、サイクロンやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられるが、基本的には<u>装置末端の排風機後</u>の方が低くなるのではないかと思う。</p> <p>以前お話ししたとおり、器械の最低温の場所は、<u>排風機後にある管の部分</u></p> <p>各部分（バグフィルタやサイクロン）で考えると、それぞれの下に設置されている粉を回収する容器部分が温度は低くなる。</p> <p>温度を計るのであれば、 排風機後の管 バグフィルタの回収容器の接続部分 サイクロンの回収容器の接続部分 を計測すれば良いのではないか</p>	丙 A 1 3 2 乙 8 の 2 4

平成 30 年 3 月 12 日	<p>前回、噴霧乾燥器の最も温度が低くなる場所について、排風機後と説明したが、熱風は上昇する特性があることを改めて考えると <u>サイクロンの下部つまり回収容器との接合部分の方が低温になる可能性がある。</u></p> <p>実際にどの場所が低くなるのかを計測したことは無く、あくまで理論上での考え方である。</p> <p>よって、温度測定するのであれば、</p> <p>装置末端の排風機後の管</p> <p>サイクロンの下部（回収容器との接合部分）</p> <p>バグフィルタの回収容器との接合部分</p> <p>を測定すれば装置内で最も低くなる場所が特定できるはずである。</p>	丙 A 1 3 2
---------------------	--	--------------

このように最低温箇所に関する [REDACTED] の供述は、平成 29 年 12 月 4 日、同月 12 日、同月 25 日と短期間のうちに変遷している（4 日は「器具と器具の間のパッキン部分」と供述、12 日、25 日は「排風機後にある管の部分」と供述）ばかりか、実際に温度が低くなる箇所を測ったことすら無い中で「最低温の可能性がある」箇所を憶測で供述しているにすぎないものであった。

また、[REDACTED] から最終的に聴取した箇所は、「サイクロン下部」であったところ、公安部の温度実験の結果、「サイクロン下部」よりもバグフィルタ回収容器（バグフィルタの下部）の方が低い温度となることが判明しており（丙 6〔5 頁〕）、[REDACTED] から最低温である可能性のある箇所に関して聴取するという捜査では、[REDACTED] から聴取した最低温である可能性のある箇所のほかに、最低温が存在する可能性を排斥することが出来ていない。

加えて、[REDACTED]は、被控訴人会社製の噴霧乾燥器を扱っておらず（証人[REDACTED]7頁）、同社製の噴霧乾燥器の構造について必ずしも正確な知識を有しているとはいえないことからすると、[REDACTED]からの聴取では、本件噴霧乾燥器の最低温箇所特定のための検査として、不十分であったことは明らかである。

### (3) [REDACTED]からの聴取

[REDACTED]からの聴取が行われた直後の平成30年3月16日、公安部は、[REDACTED]を訪問した際、噴霧乾燥器内部の温度に関する聴取を行っていたことが窺われる（乙15）。

しかし、公安部が[REDACTED]から聴取した内容は以下に抜粋するとおりであって、「排風機後の管よりもサイクロンやバグフィルタの下部の方が温度が低くなる可能性がある」旨の[REDACTED]の指摘についてその真偽を確認したもの（=どちらが温度が低くなると考えられるか）に過ぎず、器械内部における最低温箇所（=器械内部のどこの温度が一番低くなると考えられるか）を聴取したものではない。

サイクロン内部は風が通りやすい構造になっており、気流の動きは弧を描きながら回収容器の底に向かって降下していくイメージです。放熱がなければ入口温度とほぼ同程度の熱風がサイクロン下部まで行き届きます。このサイクロン内の気流の動きを表した学術論文がありますので参考にしてください。（別添資料の通り）

バグフィルタについては、排风口の位置が上部にあり、送風の力よりも排風機の引圧の方が強いため、下部にまで気流が届かない構造になっています。したがって、バグフィルタ内の温度は下部の方が上部よりも温度が20度くらい低いことが予想されるため、次回の実験では排風

口の出口温度とバグフィルタ内の下部の温度も測定するべきだと思ひます。

さらに言えば、[REDACTED]は、被控訴人会社の競合他社であるが、そのシェアは限定的である（丙A 8〔2頁〕、一審原告大川原2頁）。公安部は、日本における噴霧乾燥器メーカーのうち、少なくとも[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]からも聴取を行った実績があるところ（乙8の17、8の18、8の20）、[REDACTED]の指摘を踏まえた聴取をこれらのメーカーに対して行った形跡は認められない。

このように、公安部が行った[REDACTED]からの聴取は、そもそも最低温箇所がどこかについて見解を聴取したものといえないばかりか、[REDACTED]は公安部が数多く聴取を行っていた噴霧乾燥器メーカーのひとつに過ぎないことからすると、最低温箇所の特定に向けた捜査として到底十分とはいえない。

#### (4) [REDACTED]らの供述を踏まえた[REDACTED]及び[REDACTED]への聴取

また、既に述べたとおり、公安部は、[REDACTED]及び[REDACTED]に対して、[REDACTED]らの指摘を踏まえた聴取を行っていない。

原審においても認定されたとおり、[REDACTED]及び[REDACTED]の担当者よりも、被控訴人会社の従業員である[REDACTED]らの方が、本件噴霧乾燥器の構造等を熟知しているのは明らかであるから、[REDACTED]及び[REDACTED]から言及されなかった箇所を最低温とする供述が[REDACTED]らから得られた以上、当該箇所の温度に関する見解を[REDACTED]ないし[REDACTED]から再聴取しなかったことは片手落ちというほかない。

## (5) 小括

結局のところ、公安部は、①被控訴人会社製の噴霧乾燥器について取り立てて精通しているともいえない [REDACTED] (同社は、噴霧乾燥器の製造会社でもなければ、輸出もしていないエンジニアリング会社である(乙8の21))が変遷を繰り返す供述の中で、「排風機後の管よりもサイクロンやバグフィルタの下部の方が温度が低くなる可能性がある」旨の指摘をしたことを受け、②数ある噴霧乾燥器メーカーの1社に過ぎない [REDACTED] [REDACTED] に [REDACTED] の当該指摘の真偽を確認したものの、③温度の上がりづらい箇所が他にも存在しないかとの観点からの検査を一切行うことなく、[REDACTED] の指摘に上がった箇所のみを候補として温度実験を行い、「バグフィルタの下部」を最低温箇所と特定し、④その後に被控訴人会社製の噴霧乾燥器の構造に精通している [REDACTED] らから未確認のコールド・ポイントの指摘がなされたにもかかわらず、[REDACTED] や [REDACTED] [REDACTED] に対して当該指摘の真偽を確認することすら行っていない、ということである。

最低温箇所の特定は、公安部の殺菌理論に基づく殺菌性能の立証に必要な不可欠な作業であるから、公安部は、[REDACTED] からコールド・ポイントの指摘があった段階で、その他にも温度の上がりづらい箇所がないかについて幅広く再確認を行うべきであった。また、[REDACTED] らから更に温度が上がりづらい箇所が存在する旨の指摘があった時点で、公安部が拠り所としていた [REDACTED] や [REDACTED] に対して当該指摘の真偽を確認するべきであった。

従って、公安部が行った [REDACTED] や [REDACTED] からの聴取は、最低温箇所の特定のための検査として到底十分といえない。

## 5 被控訴人会社は実験開始後直ぐに測定口が最低温箇所であることを突き止めたこと

### (1) 総論

控訴人都は、被控訴人らが最低温箇所を特定するために72回の実験を費やしたのであるから、控訴人都が最低温箇所を特定することが容易ではなかったと主張する（都控訴理由書37頁(3)）。しかし、以下において述べるとおり、被控訴人会社は、弁護人が関与した最初の実験で、測定口の温度が上がりづらいことを把握したものである。

従って、公安部は、■■■らの供述をもとに、再度最低温箇所の特定に関する実験を実施していれば、既に測定していたバグフィルタ下部等よりも測定口の方が温度が上がらず、公安部が殺菌の実証に必要と捉えていた温度条件を充足しないことを容易に把握することができたといえるから、控訴人都の主張は失当である。

### (2) 被控訴人会社が最低温箇所を特定した経緯

被控訴人会社が最低温箇所を特定した経緯は、次のとおりである。

日時	内容	証拠
令和2年 3月11日	被控訴人大川原らの逮捕	
3月28日	被控訴人会社の従業員らによる本件噴霧乾燥器1の同型器を用いた最初の実験	甲122 の1
4月15日	被控訴人会社の従業員らによる本件噴霧乾燥器2の同型器を用いた最初の実験	甲122 の2
～4月20日	精度の高い実験を行うため、ハイブリット記録計及び温度センサー（熱電対）を調達	甲120

<u>4月24日</u>	弁護人立会いの下での本件噴霧乾燥器2の同型器を用いた最初の実験  この実験により、 <u>本件噴霧乾燥器2の測定口の温度が上がりづらいことが判明した。</u>	甲190
<u>4月28日</u>	弁護人立会いの下での本件噴霧乾燥器1の同型器を用いた最初の実験  この実験により、 <u>本件噴霧乾燥器1の乾燥室内及びサイクロンの測定口の温度が上がりづらいことが判明した。</u>	甲144
<u>5月14日</u>	本件噴霧乾燥器2を用いた予備試験  この実験により、測定口に粉体が堆積することが確認された。	甲193
<u>5月18日</u>	本件噴霧乾燥器2を用いた実験  この実験により、乾燥室測定口が最低温箇所であることが再度確認された。	甲195
<u>5月22日</u>	本件噴霧乾燥器1を用いた実験  この実験により、乾燥室測定口が最低温箇所であることが再度確認された。	甲196

令和2年3月11日に被控訴人大川原らが逮捕されたことを受け、被控訴人会社の従業員らは、本件各噴霧乾燥器の殺菌性能に関する実験を開始することとした。

もっとも、この時点では、捜査機関がいかなる根拠で本件噴霧乾燥器1が本件要件ハに該当すると判断したのかが明らかでなかった（勾留状別紙の被疑事実には規制該当貨物である旨しか記載されていなかった（甲33の1～33の3）。）ため、任意の取調べの状況から、付属ヒーターによる

乾熱での殺菌性能が焦点であると推測し、まずは大まかに条件を設定の上、実験を開始することとした。

被控訴人会社の従業員らは、同月 28 日に本件噴霧乾燥器 1 の同型器を用いた最初の実験を行い、同年 4 月 15 日に本件噴霧乾燥器 2 の同型器を用いた最初の実験を行った(甲 122 の 1・2 参照)。同月 20 日までには、より精度の高い実験を行うため、ハイブリット記録計及び温度センサー(熱電対)を調達した(甲 120)。

同月 24 日から、弁護人立会いの下、本格的な実験を開始した。具体的には、同月 24 日に本件噴霧乾燥器 2 の同型器を用いた最初の本格実験、同月 28 日に本件噴霧乾燥器 1 の同型器を用いた最初の本格実験を行った。

被控訴人会社が、測定口の温度が上がりづらいとの実験結果を得たのは、同月 24 日及び 28 日に行った実験である(甲 122 の 3・4 参照、甲 190、甲 144)。この時点では、検察官による証拠開示前であり、捜査機関がいかなる根拠をもって本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハに該当すると判断したのかすら不明であった。そのような中実施した最初の本格実験で、測定口の温度が上がりづらい箇所であることを把握した。

すなわち、本件噴霧乾燥器 2 の同型器を用いた同月 24 日の実験では、乾燥室内及びサイクロンの測定口の内部温度がいずれも 80°C 程度となり、最低温を示した(甲 190)。この結果を受け、弁護人の高田弁護士は、■に対し、「(測定口) は温度が上がっていませんが、微生物を微粒化した場合、この部分に粉体が入り込むこともありますか?」と尋ね、これに対して ■ は「はい。粉体は入り込みます。風の流れないところなので温度が高くなり難い箇所になります。」と回答した(甲 191)。なお、内部温度とは、実際に粉体の付着する内壁の温度(表面温度)ではなく、測定口内部の空間の温度をいい、表面温度よりも高くなる。

本件噴霧乾燥器1の同型器を用いた同月28日の実験では、測定口の表面温度がそれぞれ43.9°C、69.3°Cを示すなど、数多くのコールド・ポイントが確認された（甲144）。この結果を受け、高田弁護士は、[ ]に対し、各コールド・ポイントに粉体が付着する可能性があることとともに、今後、粉体を用いた実験で粉体を付着することを確認したい旨を伝えた（甲192）。

さらに、同年5月14日には、本件噴霧乾燥器2の同型器を用いた粉体実験の予備実験が行われ、測定口に粉体が堆積することが確認された（甲193、194）。同月18日に行われた実験でも測定口が最低温箇所であることが確認された（甲195）。同月21日及び22日には、本件噴霧乾燥器1の同型器を用いた2回目の本格実験が行われ、7時間超の長時間乾熱を送り続けても、乾燥室内の測定口は44°Cないし48°Cを示し、最低温箇所となることが確認されたほか、コールド・ポイントがいくつも存在することが確認された（甲196）。

他方、検察官から証拠開示を受け、捜査機関が行った実験の内容を被控訴人会社が知ったのは、同月18日のことである（甲89）。これにより、捜査機関の実験の条件設定に加え、測定口の温度が測定されていないことが判明した（丙6、7、甲197）。

以上のとおり、被控訴人会社は、実験開始最初期の令和2年4月24日の時点で測定口の温度が上がらないことを把握したのであり、弁護人は、検察官から証拠開示を受けた同年5月18日の時点で、公安部が本件噴霧乾燥器1の測定口の温度を測定していないことから、測定口の温度が「殺菌できる」といえる程度に達しないことを証明することで、無罪判決を得られるとの感触を得たものである。

### (3) 小括

従って、公安部においても、[ ]らの供述を踏まえた温度測定実験を行っていれば、バグフィルタ下部、サイクロン下部、排風機後のダクトなど、公安部が最低温箇所の候補と捉えていた箇所よりも測定口の方が断然温度が上がりづらいこと、公安部が殺菌性能の実証のために必要と捉えていた温度条件（110°C・2時間）を充足しないことを、容易に把握することができた。

よって、最低温箇所の特定は容易ではなかったという控訴人都の主張に理由がないことは明らかである。

## 6 その他

### (1) 50°C・9時間理論は公安部、経産省において採用されていない

控訴人都は、公安部が、起訴後の令和2年12月9日ないし令和3年2月26日に、公判担当検事の指示に基づき実施した実験の結果、50°C・9時間の熱処理で腸管出血性大腸菌を殺菌できるとの実験結果を取得したこと（丙A55、63）に言及し、仮に測定口の最高温度が59.2°Cや53°Cとなるという実験結果しか得られなかつたとしても本件要件ハを満たすとの判断に至っていた可能性も認められるなどと主張する。

しかし、経産省は、本件各噴霧乾燥器の規制要件について「該当すると思われる。」（丙3、丙9）との回答を行った時点、本件事件の起訴時点、及び起訴後相当の期間を経た平成31年1月28日の時点において、乾熱殺菌で殺菌できるという条件について、「装置内部を110°C以上維持できる噴霧乾燥器」という考えを有していた（甲184）。

また、経産省が本件事件を経て令和4年12月3日に公表したところによれば、「乾熱殺菌をすることができるものの解釈」は、「内部を100°C

以上に保つことができるもの」である（甲198〔Q13〕）。これは、捜査機関が公判において主張した「50°C・9時間」理論が、法令を所管する経産省としても到底支持することのできない暴論であることを意味する。

従って、仮に公安部が、逮捕前の段階で測定口の温度を把握したうえで、「50°C・9時間」理論なるものを主張して、本件各噴霧乾燥器の規制要件該当性について経産省に照会を行ったとしても、経産省より「該当すると思われる。」（丙3、丙9）といった回答を得ることができなかつたことは明らかであって、控訴人都の上記主張は失当である。

また、公安部自身、大学等の協力を得て実施した乾熱による菌の死滅実験により得た、「およそ110°Cの乾熱を一定時間継続することで特定の芽胞菌を含む一般的な菌は死滅する」との結果に基づき、「本件各噴霧乾燥器の同型器を使用して器内に110°Cの熱風が行き渡ることを実証する」ことを目標と定めて温度測定実験を実施したのであって（甲185〔12～16頁、40～41頁〕）、50°C・9時間理論など端から採用していなかったのであるから、この点からも控訴人都の上記主張は失当である。

## （2）被控訴人会社の噴霧乾燥器を使った実験が可能であった

控訴人都は、最終的に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすことの立証が困難と判断されたのは、大腸菌を用いた粉体製造実験の結果によるところ、こうした実験は、本件各噴霧乾燥器の同型器を所有する被控訴人会社だからこそ実施できたもので、公安部が当時、同様の実験を実施することは不可能であったなどと主張する。

しかし、公安部が■より測定口がコールド・ポイントである旨の指摘を受けたのは、内偵捜査を行っていた時期ではなく、被控訴人会社らに対する搜索差押が実行され、さらに被控訴人会社の役職員に対する任意の

取調べが開始された後のことであるから、正面から被控訴人会社に協力を要請して、被控訴人会社の所有する本件各噴霧乾燥器の同型器を用いて温度実験を行うことは可能であった（少なくとも被控訴人会社が公安部の協力要請を拒絶した事実はない。）。従って、控訴人都の上記主張は失当である。

なお、公安部は、本件噴霧乾燥器 1 の同型器を用いた度重なる温度実験において、機器破損リスクのある高い温度設定での温度実験を行うにあたり、あらたに [ ] に協力を要請し、「快諾」を得ていること（甲 185〔15～16 頁〕）、大腸菌には病原性のないものも存在すること（被控訴人会社が実験において使用したものは非病原性大腸菌である（甲 20〔2 頁〕））からすると、公安部が被控訴人会社以外の協力先を見つけることが不可能であったとは到底認められない。

## 7 小括

以上のとおりであるから、最低温箇所の特定に関する公安部の捜査が十分であったとする控訴人都の主張には理由がなく、この点に関する原判決の判断は正当である。

### 第 3 [ ] 警部補の任意取調べの違法について

#### 1 控訴人都の主張の要旨

控訴人都は、[ ] 警部補が被控訴人島田の任意取調べの際に殺菌概念について公安部殺菌解釈（噴霧乾燥器内部に存在しうる特定の細菌をすべて死滅させること）を示さずに被控訴人島田を誤解させて供述調書に署名指印させたことが偽計を用いた違法な取調べであるとした原判決の判断について、要旨次のとおり主張し、論難する。

- ① 被控訴人島田が「特定の細菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」と誤解するはずがないし、また、[ ] 警部補が被控訴人島田をかかる誤解に陥らせることも不可能であり、その合理性も認められない
- ② 取調べメモや供述調書に [ ] 警部補が「殺菌」の解釈を説明したこと記載されていなかったとしても不自然ではない
- ③ [ ] 警部補の証言は、単なる憶測によって [ ] 警部補の取調べを批判するものにすぎず、証拠としての価値は著しく低い

しかし、以下に詳述するとおり、[ ] 警部補は、ガイダンスの記述に基づき本件要件ハの趣旨を正しく理解していた被控訴人島田が「定置した状態で曝露せずに菌を死滅できる自動洗浄（CIP）機能付きの器械が規制対象である」と繰り返し供述していたにもかかわらず、「法令の文言がすべてでありガイダンスは関係ない」などと頭ごなしにこれを否定し、供述調書に記載することを拒み続けるなど、被控訴人島田が自己の認識に従った供述を行うことを妨げた上で、公安部による殺菌解釈を一切示さずに、本件要件ハへの該当性に議論の余地はないとして巧みに被控訴人島田の供述を抑え込んで取調べを行っていた。このことは、被控訴人島田が録音に成功した令和元年11月1日の取調べの内容からも明らかである（甲186、187）。

また、原審における[ ] 警部補の証言は、被控訴人島田の供述と整合的であり、その内容自体にも不自然・不合理な点はないため信用できる一方、控訴人都が新たに提出する[ ] 巡査部長の陳述書には、明らかな虚偽の記述が認められるなど信用できない。

従って、控訴人都の主張はいずれも失当であり原判決に誤りはない。

## 2 被控訴人島田が「特定の細菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」と誤

解するはずがない等との控訴人都の主張に理由がないこと

(1) 被控訴人会社の従業員において、残留した当該特定の細菌を「全て」死滅させることが当然の前提となっていたといえないこと

#### ア 控訴人都の主張

控訴人都は、「殺菌」の目的が作業員の感染防止にあることは、当時、被控訴人島田を含め、被控訴人会社の従業員らの間では共通の認識であり、粉体製造に後に残留した特定の細菌を「全て」死滅させることが当然の前提となっていたのであるから、原判決が、菌が一部でも死ねば「殺菌」といえるという誤った解釈を [ ] 警部補が被控訴人島田に伝え、被控訴人島田をして当該解釈が正しいと誤解させて供述調書を作成したという原判決の認定は、著しく不合理であると主張する。

#### イ 被控訴人会社の従業員は輸出規制に精通していないこと

しかし、被控訴人会社の従業員、とりわけ公安部が集中的に聴取を行っていた技術系の従業員にとって、噴霧乾燥器の輸出管理規制は業務と無関係の事柄であって、そもそも規制の内容を知る者すら殆どいなかったのであるから(甲185〔25頁・イ〕ご参照)、いわんや「殺菌」の目的が作業員の感染防止であるとの「共通の認識」などありようがない。控訴人は、C I S T E C作成のガイドンスに曝露防止構造を有することが規制対象貨物である旨の記載があることを指摘するが、ガイドンスは輸出手続き、具体的な該非判定の実務に携わる者に向けた解説書であって、輸出手手続きに関与しない従業員にとっては無関係である。

そして、殺菌とは一般に、菌を殺すことを意味する言葉であって、どの程度菌を殺すかという定量的な概念を有しないのであるから、輸出管理規制に精通していない一般人に対して、「殺菌することができるか」と尋ねたとて、装置内部に存在する特定又は不特定の細菌を全部死滅させることが

できるかとの基準に基づく判断など到底期待することはできない。

ウ 従業員らの供述調書や取調べメモにも、曝露防止と殺菌を関連付けて供述している者はいないこと

控訴人都が証拠提出する従業員らの供述調書及び取調べメモ（乙20～48）を見ても、従業員らは、捜査員から法令及び運用通達を示され、その文言から各自の考えを供述しているものばかりである。本件要件ハの趣旨が作業員の感染防止であることは法令及び運用通達には記載されておらず、また、捜査員から告げられた形跡もない。従って、従業員らの供述の前提に、「殺菌の目的が作業員の感染防止にあること」との共通の認識など存在しない。実際、供述調書や取調べメモ（乙20～48）には、その旨を言及したものはひとつもない。

例えば、[REDACTED]の[REDACTED]ですら、「今、刑事さんからスプレードライヤに関する輸出規制の法令を見せてもらいましたが、もちろん初めて見るわけではありませんが、担当業務と直接関係がないことから詳しくは知りません」と供述し（乙20）、エンジニアリング部の[REDACTED]は、「私は、噴霧乾燥器が輸出の規制品となっていることは知っていますが、詳しい規制内容や輸出手続きの方法までは分かりません」と供述し（乙26）、[REDACTED]の[REDACTED]は「改正時に島田や[REDACTED]から規制内容の説明はあったが、詳細な説明ではなく」「項目別対比表は[REDACTED]が作成し、その他の営業部員は見る機会ないので、その内容は詳しく分かっておらず」「自分で規制内容について調べたことはなく、規制内容に詳しい島田と[REDACTED]に言わされたとおりアトマイザだけ注意すれば良いと思った」と供述するなど（乙28）、従業員は誰ひとりとして、本件要件ハの趣旨が作業員の感染防止であることを把握した上で「殺菌できるか否か」についての考え方を述べている者はいなかった。

エ 技術系の従業員らが、逮捕後の検事からの取調べに対して、一部でも菌が死滅すれば殺菌に該当しうるとの前提で供述を行ってきた旨を述べていること

加えて、被控訴人大川原らの逮捕後に行われた[ ]ら被控訴人会社従業員の検事取調べにおいて、少なくとも[ ]、[ ]、[ ]の3名は、公安部の捜査員による任意の取調べの際、一部でも菌が死ねば「殺菌」できないとはいえないとの理解を前提に取調べが進められ、供述を行っていた旨を述べている。

例えば、[ ]は、[ ]検事に対し、「ちょっとでもその時に私は殺菌ったら、もう菌が少しでも死んだら殺菌になるっていう答えだったんで、技術者としてはちょっとでも、ちょっとでも菌が死んだら殺菌なると思ってたので、それを死んでる菌がある、あったら、その時はもう技術者としてはそれでも殺菌できませんっていうのは言えないっていう考えでした。」(甲150〔5頁〕)、「その時はほんとにちょっとでも死ねば殺菌できるっていう概念だったので殺菌できますって言わさせてもらったんですね。」と述べ(同〔12頁〕)、「だから一部でも殺菌ができれば殺菌できるっていうふうに思ってたし、そういうふうなかたちで言わされたので、はい。」(同〔23頁〕)、「だからそこまでたどり着かないですよね、前は。乾燥してちょっとでも温度があったまればもうそこで殺菌が、死んじやった菌もあるんで、技術者としてはできます。」(同〔24頁〕)と述べている。

同様に、[ ]は、[ ]検事に対し、「殺菌...そのですので私の言うところの殺菌っていうのはいわゆる菌数をちょっとでも殺すという意味は殺菌と捉えてます、その時は。」「そうですね、そのときは殺菌という定義が曖昧でしたので、言葉で言えば殺菌というか菌を殺すことになりますので1%でも1コロニー殺せば殺菌というふうに解釈してましたのでそういう定義の

「もとでは殺菌はできますとそこでは言いました。」(甲153〔32頁〕)などと述べ、[■]は、[■]検事に対し、「だから1個でも殺菌できれば、殺菌って言われたらまあそうかもしれないって思って、やっぱそういうふうに署名したんですけど、それからいろいろ調べて考えてるとやっぱおかしくないかな、違うんじゃないかなっていうので今に至ります。」(甲155〔11頁〕)と述べている。

[■]らのこれらの説明は、それ自体不自然、不合理ではないし、同人らの任意取調べについて作成された供述調書や取調べメモにもこれと矛盾する記述はないから(乙20、26、27、丙32～35)、信用できる。

#### オ 小括

従って、「殺菌」の目的が作業員の感染防止にあることについて被控訴人会社の従業員らの間で共通の認識があったことを前提にする控訴人都の主張は失当である。

(2) [■]警部補は、ガイダンスの記載に基づく被控訴人島田の見解を頭ごなしに否定し、曝露防止との趣旨から粉体製造に残留した細菌をすべて死滅させる必要があると帰結させることを妨げたこと

控訴人都は、ガイダンスの記載が「殺菌」に関する被控訴人島田の考え方になっている以上、細菌を「全て」死滅させることが被控訴人島田の供述の当然の前提となっていたのであるから、[■]警部補がこれと異なる解釈を教示して被控訴人島田を誤解させたうえで供述調書に署名指印させたという原判決の認定は著しく不合理であると主張する。

しかし、[■]警部補は、ガイダンスの記載に基づき自身の考えを述べる被控訴人島田に対し、「その言い訳は通じない」「条文が全て」「ガイダンスは関係ない」などと言って否定し、被控訴人島田の再三の申入れにもかか

わらず徹底して供述調書への記載を拒絶し続けた。そして、公安部殺菌解釈を被控訴人島田に示すことなく、乾燥運転による乾熱で器械内部の温度が上げて菌を殺すことができる以上当然に「殺菌」にあたると説き、被控訴人島田をして、細菌をすべて死滅させることができるかどうかという観点ではなく、抽象的に菌を殺すことができるのかどうかという観点から供述をさせたのである。

以下、時系列に沿って詳述する。

#### ア 平成30年12月11日

被控訴人島田は、平成30年12月11日、████████警部補による最初の任意取調べに対し、「定置で殺菌できるもの」の意義について「曝露防止の設計がされた、CIP（自動洗浄）機能付きの器械」であるとの自己の考えを明確に述べていた（乙6の1）。

上記の被控訴人島田の供述は直ちに公安部内で共有され、翌12日には本件事件を担当していた██████検事に報告された。報告を受けた██████検事は、「島田の『CIP付が該当だと思っていた』との判断は、一理ある。これを『おかしい』とは一概に否定できない。」「島田が“CIP付と判断した理由。乾熱などの殺菌方法について検討しなかった理由”について、『妥当性』があるようならダメ。覆すための証拠が必要」などと指示を出した。（甲176の1）。

なお、以下に述べるとおり、████████警部補は、殺菌解釈に関する被控訴人島田の上記考え方を供述調書に録取することを頑なに拒み続けることになるが、その背景には、この時の██████検事の指摘にあると理解される。

#### イ 平成30年12月20日～平成31年1月10日

被控訴人島田は、平成30年12月20日、26日、平成31年1月10日の取調べにおいても、殺菌の意義について「曝露防止の設計がさ

れた、CIP機能付きの器械」であるとの自己の考えを明確に述べていた（乙6の2～4）。

#### ウ 平成31年1月18日

■ 警部補は、平成31年1月18日、いくつかの証拠を被控訴人島田に示して取調べを行った。その際、■ 警部補は、被控訴人島田が殺菌の概念についてCIP機能付きのものと考えるに至った根拠である平成24年3月12日の経産省■からのメール（アメリカによる説明を転送したもの）（甲129の1〔Question 3への回答〕）や、曝露防止設計のものと考えるに至った証拠であるガイダンスの記載部分（甲5〔同書10頁、44頁〕）を被控訴人島田に示さず（証人■39頁）、被控訴人島田の正確な記憶喚起を妨げた。もっとも、この時も、被控訴人島田は、曝露防止設計がなされCIP機能付きの器械が規制対象であるとの考えを供述した（乙6の5）。

#### エ 平成31年1月29日～令和1年10月24日

■ 警部補は、平成31年1月29日から4月25日にかけて、被控訴人島田の供述調書8通を作成した（丙A83、84、86、87、94、89、90、93）。しかし、これらの供述調書において、曝露防止設計がなされCIP機能付きの器械が規制対象であると認識していた旨の被控訴人島田の供述は記載されなかった。

平成31年4月25日及び同年5月3日、被控訴人島田は、自らの述べた内容が供述調書に記載されないことについて、「私が言ったことを書いてもらえない」と不満を述べたが、■ 警部補は「調書は、供述をそのまま記載するものではない」と取り合わなかった（乙6の17～18）。同月10日には、被控訴人島田は、「私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている。」「CIP等が付いて自動で滅菌・殺菌

等ができるものがハの規制に該当すると考えていた。」と改めて自己の認識を述べたが、[REDACTED] 警部補は「その言い訳は通じない」として取り合わなかった（乙6の19）。

その後、令和元年6月25日から同年10月24日にかけて、[REDACTED] 警部補は、被控訴人島田の供述調書4通を作成した（丙A82、92、97、96）。しかし、これらの供述調書においても、曝露防止設計がなされCIP機能付きの器械が規制対象であると認識していた旨の被控訴人島田の供述は記載されなかった。

#### オ 令和元年11月1日

被控訴人島田は、自分の話した内容が供述調書に記載されないことに不審感を抱き、任意の取調べの録音を何度か試みた。取調べの冒頭で荷物検査が行われていたため、録音が成功した取調べは少ないが、数少ない録音の中に、令和元年11月1日の取調べがある（甲187）。

本書第1・3において詳述したとおり、この取調べでも、被控訴人島田は、ガイダンスに基づき、曝露防止設計がなされCIP機能付きの器械が規制対象であるとの認識を繰り返し示したが、[REDACTED] 警部補はこれを頭ごなしに否定した。

また、殺菌解釈について幾度となく話題に上がったが、[REDACTED] 警部補は、  
公安部の殺菌解釈（噴霧乾燥器内部に存在しうる特定又は不特定の細菌をすべて死滅させること）を被控訴人島田に一切示すことなく、また、  
乾燥運転によって器械内部の細菌をすべて死滅させることができるかを  
被控訴人島田に尋ねもせず、乾燥運転により滅菌殺菌することができる  
との前提を置いて取調べを進めた。

すなわち、[REDACTED] 警部補は、「殺菌」の解釈、定義について幾度となく話題にあがり、被控訴人島田から「なんでガイドラインが関係ないのです

か？」「ではどれが外れるんですか？」「早く決めてください。」「ではこの装置は該当ですか？」「我々はそのような危ないものだったら、曝露もせずに、飛散もせずに、自動でCIPが入ってそういうものが該当だと理解していました。」「そう考えちゃいけないんですか。そう解釈してはいけないのですか。」「なぜ該当としなければいけないんですか。」と、本件要件ハの「殺菌」の該当性の判断基準を問われたのに対し、「経産省が明確にハに該当ですって。完全に。」「その辺は警察に訊くことではないです。経産省に訊くことです。」「私は決められないです。」「この装置は完全に該当ですね。」「ハについては該当です。もちろん。完全に。これが該当しないって言うのかと思ったんですか？」「実際のところ当たっているんですよね。」「乾燥運転ではできるのが当たり前なんでハは全部○」「自動CIP機能付きのものとかなんとかかんとか、曝露防止とか何も書かれてないですよ。この条文が全てですよ。」「乾燥運転で滅菌殺菌ができるからだ。」と、公安部殺菌解釈を一切示さず、乾燥運転をすれば当然に滅菌殺菌できると決めつけて取調べを進めた（甲186、187）。

カ 令和2年3月9日

逮捕直前の令和2年3月9日、被控訴人島田は、自己の考えを整理したメモを作成していた（甲199の1・2）。

そこには、ガイダンス（甲5〔44頁〕）にある「装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造を示している。これは、規制対象噴霧乾燥器の特徴である。」との記載を引用し、ガイダンスについて「本輸出規制の唯一のガイドラインとして発行されている書であり、輸出者は本書を基に該非判定基準としている。」と、ガイダンスの当該記述に基づいて曝露防止構造を有する器

械が本件要件ハに該当するとの見解を明記していた（甲199の2）。

#### キ 令和2年3月11日

令和2年3月11日、逮捕直後に行われた弁解録取において、[REDACTED]警部補は、事前に作成してきた弁解録取書の文案を被控訴人島田に示した。そこには、本件噴霧乾燥器1を無許可で輸出した理由について、被控訴人島田が任意取調べにおいて一貫して主張してきた「ガイダンスに従って、許可が要らないものだと考えて輸出した」との記載はなく、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する。』との方針に基づき」と記載されていた（丙A125）。

被控訴人島田は、それまで繰り返し主張してきたとおり、共謀に基づき輸出したとの記述を、「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」と修正してほしいと申し入れた（一審原告島田19～20頁）。

これに対し、[REDACTED]警部補は、さも修正したように振る舞って被控訴人島田を欺罔して署名させた上、署名後にこれに被控訴人島田が気づき再度修正を求めて、「ガイダンスなど関係ないと、経産省に確認に行っていないんだから不安はあるはずだ」などと述べて、被控訴人島田の考えを弁解録取書に残すことを頑なに拒んだ（一審原告島田22頁、丙A107）。

以上のとおり、[REDACTED]警部補は、任意取調べにおいて被控訴人島田が再三にわたり、ガイダンスの記述に沿って定置した状態で薬液による自動洗浄することのできるCIP機能を有し曝露することなく粉体となった細菌を死滅することのできる器械が規制対象と考えていたと供述していたのに対し、本件省令の文言がすべてだと頭ごなしに断定し、被控訴人島田の考えを否定し続け、供述調書にも一切録取しなかった。そして、公安部殺菌解

証を被控訴人島田に示すことなく、乾燥運転により器械内部の温度が上げて菌を殺すことができる以上当然に滅菌殺菌することができると説き、被控訴人島田をして、細菌をすべて死滅させることができるかではなく、抽象的に菌を殺すことができるのかどうか、すなわち一部でも菌を殺せれば規制該当を免れないと誤信させて供述をさせたのである。

付言すれば、仮に特定又は不特定の細菌を「全て」死滅させることが当然の前提となっており、[REDACTED]警部補らもそれを前提に取調べを行っていたのなら、被控訴人島田が、「滅菌殺菌が意味することが分からぬこともあって」(乙6の3〔2~3頁〕)、「滅菌・殺菌の定義について、滅菌が菌がないこと、殺菌が菌が死ぬことぐらいの感覚しかない。」(乙6の5〔2頁〕)、(亡相嶋が「殺菌では、菌が生き残っている可能性がある」と発言したことについて)「私も殺菌も含めると規制が広範囲になってしまふと思った」(乙6の7〔1頁〕)などと供述した際に、特定の細菌を「全て」死滅させることが当然の前提となっているはずだと指摘し、あるいは「殺菌」の定義に関して公安部殺菌解釈を示し、被控訴人島田の「殺菌」の認識を確認するはずである。しかし、これらいずれの取調べにおいても、[REDACTED]警部補はそのような確認を行った事実は認められない。

### (3) [REDACTED]警部補が被控訴人島田を誤解させることは可能だったこと

控訴人都は、被控訴人島田が、経産省やC I S T E Cと滅菌・殺菌に関するやりとりを重ねていたこと、社内会議においても、噴霧乾燥器の輸出について「基本的に許可申請が必要」と説明していたこと、パブリックコメントの際に規制対象となる噴霧乾燥器の範囲を限定する目的で意見を出したが、当該意見が反映されなかったこと等の経緯から、被控訴人島田は噴霧乾燥器の輸出管理規制に精通しており、同規制の目的が、噴霧乾燥器

が海外で生物兵器の製造に悪用されることを防止することにあることを熟知していたと主張する。そして、それ故に、被控訴人島田は、本件要件ハの目的が、噴霧乾燥器内部に残った生物兵器によって作業員が感染することの防止であることも理解しており、感染防止のための殺菌である以上、噴霧乾燥器内に残留した細菌に作業員が感染しない状態にまで殺菌しなければならないことは当然の理であって、細菌が少しでも死ねば生きている細菌があっても殺菌したといえるとの誤解を被控訴人島田にさせることはそもそも不可能であると主張する。

しかし、仮に、被控訴人島田が噴霧乾燥器の輸出管理規制に精通しているとしても、法律の専門家ではなく、細菌分野の専門的な知見も有していない被控訴人島田が、法令の文言の具体的な解釈について、[ ] 警部補の説明を信じることは十分にあり得る。それどころか、[ ] 警部補は被控訴人島田に対し、単に菌が一部でも死ねば「殺菌」に該当すると説明するにとどまらず、その解釈が正しいことは経産省にも確認していると述べているのであり（甲162〔5頁〕、一審原告島田17頁、甲187〔4頁「経産省が明確にハに該当ですって〕）、本件省令等の解釈権限を有している経産省に確認していると説明されれば、それを信じるのが通常であるとさえいえる。よって、細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても殺菌したといえると被控訴人島田を誤解させることはそもそも不可能という控訴人都の主張は失当である。

さらに、被控訴人島田が、「私自身はそのような解釈だとは認識していない」と留保しつつも、「『殺菌』がそのような状態を意味するものであれば殺菌できることになるのかもしれない」と述べているとおり（甲162〔5頁〕、一審原告島田17頁）、「殺菌」の定義について、器械内部の細菌がすべて死滅しなくとも「殺菌」に該当しうると説明され、それを前提として

当該定義に該当するか否かの認識を問われれば、その意味においては定義に該当することを認めざるを得ないのである。したがって、被控訴人島田が [ ] 警部補の述べる「殺菌」の定義に納得するか否かに關係なく、殺菌に該当する認識があった旨の供述調書の作成は可能である。

よって、被控訴人島田を誤解させることはそもそも不可能という控訴人都の主張は、この観点からも失当である。

#### (4) 過去に殺菌に関する相談を受けていたことについて

控訴人都は、被控訴人島田が、平成27年、被控訴人会社製の噴霧乾燥器を購入した [ ] から、「噴霧乾燥器で製造する粉末から菌が検出された」旨の相談を受け、被控訴人会社の [ ] と2人で米国に所在する [ ] を訪問し、実証実験を行った経験があることから、被控訴人島田が「殺菌」の定義を理解していたと主張する。すなわち、上記実証実験の報告書に、「ODB-54のニューマ温度上昇の確認（滅菌用として使用のため）」「FA-07、及びキャンパスの許容温度、3~4時間で使用可能か確認。（90°C）」等の記載があり（丙A34資料1）、これは噴霧乾燥器の内部を殺菌するために90°Cの状態を3~4時間保つことが可能かを確認し、そのうえで、「熱風により内部を90°Cの状態に保つことにより殺菌することが可能である」と正式に判断し、顧客である [ ] に回答したものであり、その際の「殺菌」が、 [ ] が検出したとされる特定の菌が全て死滅することを指すことは自明であると主張する。

しかし、 [ ] と被控訴人島田は、 [ ] から、発生しているという菌の種類についてすら聞いておらず（丙34〔5頁〕）、「殺菌」の意味を確認したことも窺われず、 [ ] と被控訴人島田が理解していたのは、

単に、[REDACTED]が、「殺菌目的で90°Cの熱風を要求している」ということだけである。

さらに、[REDACTED]は、同出張報告書においては、「滅菌」と「殺菌」の用語について厳密に区別していないことも明示的に述べている(丙34〔8頁〕)。

このような事情に照らせば、被控訴人島田らは、単に殺菌のために機器の内部を90°Cの熱風が必要であるという要求に対して、90°Cに保たれるか否かを検証したにすぎず、その際に作成された出張報告記載の「殺菌」が、[REDACTED]が検出したとされる特定の菌が全て死滅することを指しているなどとは到底いえない。

#### (5) 運用通達について

控訴人都は、被控訴人会社が令和元年8月2日付で経産省に提出した資料の記載によれば、被控訴人島田は、最初の供述調書の作成日（平成31年1月29日）の約1週間前の時点で、経産省から「空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する」との回答を得ていたこと、及び、平成31年2月8日の取調べにおいて、[REDACTED]警部補が被控訴人島田に示した「運用通達」の記載から、被控訴人会社が「殺菌」という言葉を、作業員の感染防止の目的が達成できるよう「当該装置から生きている微生物を除去すること」又は「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」と解していることは明らかであり、被控訴人島田も「細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても殺菌したといえる」との誤解をしていたとは考えないと主張する。また、運用通達には、「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との記載が存在することから、誤った定義により誤解させようとすることと、運用通達を示すことは相矛盾する行為であり、このことからも[REDACTED]警部補が被

控訴人島田を誤解させようとした事実はないことが明らかである旨を主張する。

しかし、もとより運用通達には、「作業員の感染防止の目的が達成できるよう」との記載はない。

また、上述のとおり、■警部補は、曝露防止構造を有する器械が規制に該当するとの被控訴人島田の考えについて、法令の文言にないことを理由にこれを受け入れず、供述調書にも一切聴取していなかったのであるから、控訴人都の主張は失当である。

#### (6) その他の事情について

その他、控訴人都は、被控訴人島田及び被控訴人会社の従業員の任意取調べにかかる供述調書や捜査メモの記載を根拠に、被控訴人島田や被控訴人会社の従業員が公安部殺菌解釈（器械内部に存在しうる特定又は不特定の細菌を全て死滅させること）を理解していたと主張するが、いずれも失当である。

##### ア 平成31年4月25日の問答

控訴人都がその根拠として挙げる平成31年4月25日の取調べにおける問答（乙6の17）をみても、■警部補が被控訴人島田に対し、公安部殺菌解釈を教示していないことは明らかである。

この問答は、被控訴人島田が、マトリクス表（甲11）の「クロスフロー過用の装置」にかかる「滅菌又は殺菌することができるもの」の用語解釈（物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの）が噴霧乾燥器に準用されるのであれば、「高度な殺菌」ができるものが規制の対象

になるはずであると、「殺菌」の意義について [ ] 警部補に確認しているくだけりである。これに対し、[ ] 警部補は、「全てを除去とは「滅菌」の解釈。「殺菌」の解釈は、微生物の伝染能力、感染力を破壊すること。それがイコール高度な殺菌とはならない。」と、公安部殺菌解釈を教示せず被控訴人島田の考え方を否定している。

#### イ 平成31年1月29日付け供述調書の記載

控訴人都の言及する平成31年1月29日作成の供述調書（丙A83）の記載は、大腸菌が100度程度の高温で死滅するという一般論について被控訴人島田が否定しなかったことを示すにとどまるものであって、公安部殺菌解釈に対する理解とは無関係である

#### ウ 令和元年12月6日の取調べにかかる検査メモの記載

控訴人都の言及する令和元年12月6日の取調べにかかる検査メモ（乙6の36）の該当箇所「内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはず」は、被控訴人島田が述べた内容ではなく、[ ] 警部補が述べた内容を、あたかも被控訴人島田が述べたかのように記載しているに過ぎない。

このことは、同年11月1日の取調べにおいて、[ ] 警部補が「熱は下から上に上っていくわけですよね。」と問い合わせたのに対し、被控訴人島田は、「熱伝播は上も下も、ある高温の場所があったら同じ分布で上も下もないですよ。広がっていきますよ。」と自らの見解を明確に述べている（甲187〔5頁・23～33行目〕）ことからも明らかである。

#### エ 供述調書等における「死滅」の文字

控訴人都は、被控訴人島田や被控訴人会社の従業員らの検査メモや供述調書に「死滅」との記載があることを引き合いに出して、殺菌が器械内部の特定の細菌が全て死滅させることを指すことを理解していたと主

張するが、供述調書や捜査メモは、捜査員が聴取した内容から取捨選択を行って自らの言葉で文言化したものであるから、これらの文書に記載された文言を聴取対象者が実際に用いたとは限らない。

実際、被控訴人島田が録音をした令和元年11月1日の取調べでは、1時間以上にわたり殺菌概念に関するやり取りが録音されているが、その中で一度も「死滅」という言葉は使われていない（甲187〔2~12頁〕）し、■警部補が被控訴人島田の供述していないことを供述調書に記載していたことはこれまで述べたとおりである。

そうすると、供述調書や捜査メモにおける「死滅」という言葉は、■警部補その他の捜査員が、あるいは捜査を進める上で有利に働くことを期待して、被控訴人島田や被控訴人会社の従業員が供述していない言葉を敢えて使用したものと考えられる。

なお、仮に被控訴人島田らが「死滅」という言葉を使い、あるいは■警部補その他の捜査員が供述調書に記載した「死滅」という言葉を受け入れて署名指印をしていたとしても、これが器械内の様々な箇所に存在しうる特定又は不特定の細菌を全て死滅させることと同義とは直ちにいえないことは当然である。

### 3 取調べメモや供述調書に「殺菌」の解釈の説明をしたことが記載されていないことは不自然であること

控訴人都は、本件は、生物兵器に転用可能な噴霧乾燥器の輸出規制に関するものであり、噴霧乾燥器で細菌粉体を製造した後に当該細菌を死滅させなければ規制該当といえないことは当然の理であるから、取調べメモや供述調書に■警部補が「殺菌」の解釈を説明したことが記載されていなかったとしても何ら不自然ではなく、供述調書は、相手方が述べた供述を逐一記載す

ることは要せず、最終的な供述を記載すれば足りるなどと主張する。

しかし、原判決が正しく指摘するように、被控訴人島田に対する取調べでは、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる性能を有していることについて、被控訴人島田がいかなる認識を持っていたかを調べる必要があった。そして、少なくともその当時において、公安部殺菌解釈は、一般的に広く支持されていた解釈でもなければ、規制の趣旨・目的から直ちに導かれる定義・解釈ではない。そのため、「殺菌」について、どのような意味と理解しているかを確認し、用語の理解に齟齬があるようであれば、公安部殺菌解釈を説明したうえで、「殺菌」ができる装置であるか否かについて被控訴人島田の認識を聴取する必要があったといえる。このような重要な事項について、単に規制の趣旨に鑑みれば、細菌が死滅することは至極当然だとして、取調べメモや供述調書に一切記載されていないのは、明らかに不自然、不合理である。

よって、この点に関する控訴人都の主張は失当である。

#### 4 [ ] 警部補の証言の証拠価値について

控訴人都は、[ ] 警部補が、殺菌の解釈について誤った解釈を示して、それを前提に殺菌に関する被控訴人島田から供述を取ろうとしたということを聞いたことがあるという [ ] 警部補の証言につき、[ ] 警部補が、具体的にどのような指示をしたかは聞いていないなどと証言していること、及び [ ] 巡査部長が、[ ] 警部補が本件要件ハの誤解釈を告げたことを否定したことから、[ ] 警部補の証言の証拠価値は低いと主張する。

しかし、[ ] 警部補の証言は、被控訴人島田の供述と整合的であり、その内容自体にも不自然・不合理な点はないため信用できる。他方、[ ] 巡査部長の陳述書（乙53）は、後述のとおり、[ ] 巡査部長が本件弁録報告書案

に追記したコメント（甲188）と整合しない点が散見され、そもそも信用性が低い。

よって、上記を理由として [REDACTED] 警部補の証言の証拠価値が著しく低いとする控訴人都の主張は失当である。

## 5 小括

以上のとおり、被控訴人島田が本件要件への「殺菌」の解釈を正しく認識していたとはいえず、また、取調べメモや供述調書に「殺菌」の解釈の説明をしたことが記載されていないことは不自然であることから、この点に関する原判決の判断に誤りはない。

## 第4 [REDACTED] 警部補の弁解録取の違法について

### 1 総論

#### （1）控訴人都の主張の要旨

控訴人都の主張は要するに、

- ① 尋問における被控訴人島田と同人の陳述書の内容が根幹部分において食い違いがあるため、被控訴人島田の供述は信用できず、他方で、[REDACTED] 警部補の証言の内容に不自然な状況は認められない。
- ② 当時、[REDACTED] 警部補において、本件弁解録取の段階で被控訴人島田に欺罔を用いてまで共謀を認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要性はなく、不要な文書という認識で過って裁断してしまったという説明も不自然・不合理ではない。
- ③ 本件弁録報告書の内容等からしても、[REDACTED] 警部補が欺罔を用いた事実がないことが明らかである。

というものである。

## (2) 控訴人都の主張に対する反論の要旨

しかし、以下のとおり、控訴人都の主張に理由はなく、[ ] 警部補が弁解録取の際に欺罔を用いたと判示した原判決は正当である。

- ① 尋問における被控訴人島田と同人の陳述書の内容に齟齬・矛盾はなく、信用できるものである。他方、本件弁録報告書の内容は、積極的に [ ] 警部補の供述の信用性を肯定するものではなく、むしろ、同報告書案に追記された [ ] コメント（甲188）に照らせば、同報告書には虚偽が含まれており、[ ] 警部補が弁解録取書について殊更に隠蔽しようとしたことは明らかである。
- ② 弁解録取の段階で欺罔を用いてまで共謀を認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要がなかったとはいえず、また、[ ] 警部補が主張する、弁解録取書を過失により廃棄したという理由も極めて不自然かつ不合理であり信用できない。
- ③ 他方、被控訴人島田の主張は、[ ] 警部補及び [ ] 警部補の証言並びに取調べの録音記録の内容とも合致するだけでなく、被疑者弁解録取状況報告書のドラフトに付された [ ] 巡査部長のコメントの内容とも極めて整合的であり、信用できるものである。

## 2 被控訴人島田の供述は陳述書の内容と齟齬がないばかりか被控訴人島田の前後の言動にも合致すること

### (1) 控訴人都の主張

控訴人都は、尋問における被控訴人島田と同人の陳述書の内容が異なると指摘し、根幹ともいえる部分で食い違いがあるのは、著しく被控訴人島田の供述の信用性を損なうものであるにもかかわらず、それを精査すること

となく認定した原判決の事実認定には問題があると主張する。

すなわち、陳述書では、最初の弁解録取書（以下「本件弁解録取書1」という。）を確認した際には単に本件記載箇所の削除を要求するにとどまり、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」という部分（以下「本件箇所」という。）が削除されたと思い込んで、本件弁解録取書1を修正して作成された弁解録取書（以下「本件弁解録取書2」という。）に署名指印したと説明し、「ガイダンスに従って無許可で輸出した」という内容に変更するように求めたのは最終的に作成された弁解録取書（以下「本件弁解録取書3」という。）の作成にあたってのこととして説明しているのに対し、尋問においては、本件弁解録取書1を確認した際に、本件箇所を「ガイダンスに従って無許可で輸出した」という内容に変更するように求め、そのように修正されていると思い込んで本件弁解録取書2に署名指印したところ、本件記載箇所が「社長らと共に謀して無許可で輸出した」というまた別の内容に書き換えられていたという点が異なるというのである。

## （2）被控訴人島田の供述に矛盾はないこと

しかし、そもそも、陳述書において、被控訴人島田は、本件弁解録取書1の修正内容として本件箇所の削除しか求めず、「ガイダンスに従って無許可で輸出した」という内容に変更するように求めたのは弁解録取書3の作成の際だけであったなどとは述べていない。

控訴人都は、最初に作成された本件弁解録取書1に本件箇所の削除を要求したにとどまると述べ、あたかも被控訴人島田が削除以外のことを求めていなかったかのように主張するが、誤った記載を単に削除するだけでは文章が成り立たなくなるのであるから、その前後の文章を修正したり、削

除する文言に代わる文章を挿入するなどして適宜修正するのは当然のことである。

被控訴人島田が、陳述書において、本件箇所を「削除しなければ署名指印しない」と言って、本件箇所の削除を求め、「当然に修正されているものと信じ込み」「弁解録取書に署名指印を行」ったが、「実際には本件箇所が修正されていない」ことに気が付いたというのは、まさに、尋問で被控訴人島田が述べているように、本件箇所を削除し、「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」(一審原告島田20頁)という内容に修正することを求めたという趣旨に他ならない。

また、「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」という文言に修正するように求めた時点に関して、陳述書において、弁解録取書②（※被控訴人ら代理人注：原判決及び本書面における本件弁解録取書3）を手渡されたが、「結局私の指摘した『ガイダンスに従って無許可で輸出した』という部分は反映されず、『不安を抱えながら無許可で』という記載が残ったままの状態でした」という記載は、最終的に本件弁解録取書3にも被控訴人島田の意見が反映されなかったということを述べているものであり、その修正を依頼したのが、本件弁解録取書3が作成される時点のことであったとは述べていないのである。

### （3）被控訴人島田の従前及び直前の言動とも合致すること

被控訴人島田は、任意の取調べ段階において [ ] 警部補に対してガイダンスに従って判断した旨を再三にわたり供述したにもかかわらず、[ ] 警部補がこれを供述調書に録取しないことについて強い不満を抱いており（乙6の17～19）、一連の供述調書が作成された後の令和元年11月1日においてもガイダンスに従って判断した旨を述べ、さらに供述のとおり

に調書に記載されないことについて不満を述べていた（甲 187〔別紙2頁、6頁、8頁〕）。

また、逮捕直前の令和2年3月9日、「私の主張」と題するメモを作成しているところ（甲199の2）、同メモには、その冒頭に、該非判断の拠り所がガイダンスであった旨が記載されている。

被控訴人島田のこれらの言動は、■警部補から示された本件弁解録取書①に被控訴人島田が繰り返し述べてきた弁解の記載がないことについて、被控訴人島田が強い不満を抱いたことを窺わせるのであって、ガイダンスに従って判断した旨を記載するように■警部補に申し向けたとする被控訴人島田の供述はこれに合致する。

#### （4）被控訴人島田の直後の言動とも合致すること

さらに、被控訴人島田は、■警部補による弁解録取を受けた翌日である令和2年3月12日、新件送致直後に行われた■検事による弁解録取手続において、■検事より何か言いたいことはあるかと訊かれ、曝露防止性能を有する器械が規制対象であるとするガイダンスの記載に従い、本件噴霧乾燥器1はこれに該当しない旨を述べている（甲201。なお、この弁解録取手続は録画が行われている。）。

被控訴人島田のこの言動は、その前日に行われた■警部補による弁解録取手続においても、被控訴人島田がこれと同様の供述をしたことを窺わるのであって、ガイダンスに従って判断した旨を記載するように■警部補に申し向けたとする被控訴人島田の供述はこれに合致する。

#### （5）小括

以上のとおり、尋問における被控訴人島田と同人の陳述書の内容の間の

齟齬はないばかりか、被控訴人島田の従前、直前及び直後の各言動とも合致するものであるから、控訴人都の主張は失当である。

### 3 [ ] 警部補の供述に信用性がないこと

控訴人都は、[ ] 警部補が証言する本件弁解録取時の状況にかかる事実を挙げ、それまでの捜査状況や被控訴人島田の供述その他の証拠に照らして、[ ] 警部補の証言には特段不自然な点はなく信頼できること、[ ] 警部補が欺罔を用いていないことは、本件弁録報告書の内容等からも明らかであること等を主張する。

しかし、以下のとおり、[ ] 警部補の供述には多くの虚偽が含まれており、信用できない。

#### (1) 本件弁録報告書は [ ] 警部補の供述の信用性の根拠とならない

控訴人都は、違法な弁解録取の事実を隠蔽するために、自身にとって不利な内容は記載しないのが自然な行動であるところ、本件弁録報告書（丙 A 1 2 5）には、「やはり内容が違います。」「私の言っていないことが入っているじゃないですか。」と、[ ] 警部補が欺罔しようと試みたかのように受け取られるおそれのある不利な内容や、本件弁解録取書 2 から削除した本件箇所の内容についてもありのまま記載されているのであるから、[ ] 警部補が事実を殊更に隠蔽しようとした形跡は窺われず、また記載内容は [ ] 警部補の供述と整合的であるため [ ] 警部補の供述は信用できる旨を主張する（都控訴理由書 6 8 ~ 6 9 頁）。

しかし、本件弁録報告書における上記記載は、積極的に [ ] 警部補に不利な内容を記載したものというよりは、本件弁録報告書を作成する必要が生じた理由として最低限必要な事情である。すなわち、署名指印した弁解録取書を作成し直す必要があるのは、被控訴人島田の供述を正確に記載で

きておらず（言っていないことが入っている）、その記載内容に誤りがある（内容が違う）からである。そのため、上記記載は、単に弁解録取書を作成し直す必要が生じた理由を最低限述べたものにすぎず、[REDACTED] 警部補が事実を殊更に隠蔽しようとした形跡がないことの積極的な裏付けにはならないのであるから、[REDACTED] 警部補の供述の信用性の根拠となる証拠たり得ない。それどころか、以下に述べるとおり、本件弁録報告書には多くの虚偽の事実が含まれており、[REDACTED] 警部補が殊更に隠蔽しようとしていたことは明らかである。

## （2）本件弁録報告書に虚偽の事実が記載されていること

甲188は、上記被控訴人島田の弁解録取の立会補助者であった[REDACTED] 巡査部長が、[REDACTED] 警部補の作成した本件弁録報告書案に、コメントを追記したものである。

本書第1・4において述べたとおり、[REDACTED] コメントは、本件弁録報告書案に多くの虚偽があることを指摘しているところ、これらの指摘は、被控訴人島田の弁解録取に立ち会い、その一部始終を見聞きしていた[REDACTED] 警部補が、その後間もない時期（令和2年3月25日ころ）に行ったものであるから、高い信用性を有する。

しかるに、[REDACTED] コメントによれば、本件弁録報告書には、①本件弁解録取書2の読み聞かせを行っていないのに「読み聞かせた」旨の記載があること、②被控訴人島田が発言していないにもかかわらず、「この署名はなしにしてください。」「この書類は処分してください。」と発言した旨の記載がなされていること、③本件弁解録取書2への署名後に被控訴人島田が「私が言ったところは訂正してくれていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」と述べていたことが記載されていないこと、

といった事実と異なる虚偽の記載が散見される。なお、これら3点について、[REDACTED]コメントと被控訴人島田の供述内容はすべて整合している。

以上のとおり、[REDACTED]警部補は、本件における弁解録取書の作成の経緯について、事実と全く異なることを本件弁録報告書に記載しているのであり、その虚偽の程度は、部下である[REDACTED]巡査部長をして「完全なる虚偽報告」、「よくこんな報告書が作成できるよな。どっちが犯罪者かわからん。」(甲188)と言わしめるほどの重大なものであって、[REDACTED]警部補が、殊更に真実を隠蔽する目的で本件弁録報告書を作成したものであることは明らかである。

### (3) [REDACTED]警部補の証言が不自然・不合理であること

控訴人都は、本件任意取調べにおいて作成した被控訴人島田の供述調書を根拠に、被控訴人島田が被控訴人大川原や亡相嶋と相談のうえで許可申請をせずに輸出を行っていたことを認めていたことは明らかであること、逮捕の際に、逮捕状を示し、被控訴人大川原や亡相嶋と共に謀して経済産業大臣の許可を受けなければならない本件噴霧乾燥器1を許可を受けずに輸出した旨が記載された犯罪事実の要旨を確認させ、事実関係に間違いがないか問いただしたところ、被控訴人島田が「はい」と答えたことを踏まえ、共謀を認める旨の内容の弁解録取書のドラフトを示したこと、被控訴人島田が、「社長と相嶋専務から指示されたわけでない」旨を申し立てた際に、[REDACTED]警部補が、「社長、相嶋専務の了承なく、島田さん一人で決めるはあるんですか」と問いただしたところ、「確かにそれはそうです。」と答えたことから、[REDACTED]警部補は、被控訴人島田が弁解録取書のドラフトの内容に納得したものと受け止め、本件弁解録取書2を作成したという説明が自然で合理的であると主張する。

しかし、[ ] 警部補が任意の取調べの際に作成した供述調書の内容が、必ずしも被控訴人島田の供述を正しく記載したものでないことは、本書第1・3（4）において詳述したとおりである。

被控訴人島田が録音していた令和元年11月1日の取調べにおいても、被控訴人島田は、「今回最終的な判断や決定は相嶋が色々言っても最終的には社長が決めたのですよね。」との[ ] 警部補の問い合わせに対し、「ですから会社の方針は無かったと言ってるじゃないですか。」と述べている（甲187〔4頁〕）。これは、被控訴人島田が[ ] 警部補による一連の取調べに対して、被控訴人大川原との間で被控訴人会社としての方針を定めた事実がなく、共謀が存在しない旨を繰り返し述べてきたこと、すなわち、控訴人都が引き合いに出す共謀に関する被控訴人島田の供述調書の記載が、被控訴人島田の供述を正しく記載したものではなかったことを推認させる。

さらに、[ ] 検事は、逮捕後の令和2年3月24日、公安部との打合せにおいて、「二次ガサで押収したメールを見たが、被疑者らの任意取調べ期間におけるメール内容とこれまでに作成した調書との間に齟齬が生じている。地検としては、島田は事実を完全に認め、社長・相嶋は半分認めているという認識であったが、逮捕後の対応についても、なぜここまでになるのか違和感を感じている」「正確に報告していない。過少報告。任意の島田供述は痛いと思う。」と、[ ] 警部補の作成した被控訴人島田の供述調書の内容に強い疑念を示していた（甲176の6・7）。この点、一部報道によれば、[ ] 警部補は、①被控訴人が調書の内容を確認する際、わざと話しかけるなどして注意をそらしていた、②なぜ不正輸出を認める調書にサインさせることができたかを他の捜査員に聞かれ、「言ってないですよ。そもそも否認なんで。」「あいつは他のあまり関係ないところだけは直せって言うけど、肝心なところは気づかない。調書をしっかり確認しないから、取れ

ちゃうんですよね。」と答えたなど、供述調書の作成過程に問題があったことが窺われる（甲200）。

付言すれば、被控訴人島田は、逮捕直前の令和2年3月9日、「私の主張」と題するメモを作成しているところ（甲199の2）、同メモには、被控訴人島田の該非判断の根拠がガイダンスであった旨が記載されており、被控訴人大川原及び被控訴人相嶋との共謀や、同人らからの指示によるものとの記載はない。

これらの事情からすれば、[REDACTED]警部補が作成した被控訴人島田の供述調書に、被控訴人大川原や亡相嶋との共謀を認めるかの記載があったとしても、これが被控訴人島田の真の認識と異なるものであることは明らかであるから、弁解録取の際に被控訴人島田の真の認識、すなわちガイダンスの記載に従って判断した旨の供述がなかったとする[REDACTED]警部補の証言は不自然、不合理極まりない。

#### （4）共謀を認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要性

控訴人都は、被控訴人島田が被控訴人大川原及び亡相嶋と共に共謀したという組織的犯行を認める供述を録取した供述調書が複数存在していることに加え、被控訴人大川原及び亡相嶋からも同様に共謀を認める供述を録取した供述調書が存在していたのであるから、本件弁解録取の段階で欺罔を用いてまで共謀を認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要が認められず、そのため、それを不要な文書として誤って裁断したという[REDACTED]警部補の説明は不自然・不合理ではない旨を主張する。

しかし、弁解録取書は被疑者の逮捕直後に作成される被疑者の弁解を記載する極めて重要な書類であり、任意取調べにおける供述調書とはその性質も異なるものであるから、弁解録取書において行われる被疑事実の認否

は極めて重要である。

また、供述調書とは、その一貫性や内容の変遷により信用性が変化し得るものである（任意取調べのときから、起訴されるまで一貫して共謀の事実を認めているほうが当然信用性は高いと評価できる）から、これまでに被疑事実（本件の場合は「共謀」の事実）を認める供述を録取した供述調書を作成できているからといって、以降、同様の被疑事実を認める供述調書が不要となるものではない。

特に、上記（3）において述べたとおり、[REDACTED] 警部補の作成した被控訴人島田の供述調書の内容についてはその作成過程に問題があったことが窺われる所以であるから、弁解録取の際に被控訴人島田から供述調書の記載と異なる弁解がなされることが十分に想定される状況にあった。

そして、[REDACTED] 警部補は、本件弁録報告書において、修正前の弁解録取書を「不要文書用の茶箱に入れていることを失念し」「過失により裁断機してしまった」と報告しているが、陳述書（乙10）において、「送致不要であるとの誤った認識で弁解録取書①をシュレッダーで裁断」したと、過失ではなく故意に裁断したと説明を変遷させている。そして、弁解録取書が公用文書に該当することを現職の警部補であり取調官でもある[REDACTED] 警部補が知らないはずではなく、送致不要であれば破棄してよいなどと判断するはずがない。また、本件弁解録取書2の破棄に関して、本事件の検察官送致時に本件弁解録取書2を送致するつもりであれば、その時点（3月11日）で誤廃棄に気付くはずであり、3月25日になって報告書が作成されるることは矛盾であり、はなから送致しないつもりであったと考えられる（この点は、本件弁録報告書案においても同様のコメントが付されており、[REDACTED] 巡査部長も同様に考えていたものと推察される。）。

以上の事実に照らせば、本件弁解録取の段階で欺罔を用いてまで共謀を

認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要はないとは到底いえず、また、[ ] 警部補の、「最初に取った弁解録取書については、もう頭の中にありませんでした。」という主張は、極めて不自然かつ不合理であると評価せざるを得ない。

よって、控訴人都の主張は失当である。

#### 4 [ ] 警部補及び[ ] 警部補の証言の信用性

控訴人都は、[ ] 警部補及び[ ] 警部補の証言全体に信用性がない旨を主張する。

しかし、[ ] 警部補の、尋問における「[ ] 警部補が、島田さんに弁録を取ったときに、その訂正を求められて、そこを直したふりをして署名させた。それを島田さんがたまたま見付けて、警察がこんなことするんだみたいなこと言われてたと[ ] から聞きました」と証言（証人[ ] 21頁）、並びに、[ ] 警部補の、[ ] から、「[ ] 警部補が弁録に言ってもいないことを書いて、それがばれて、島田さんが激高した」という相談を受けた旨、及び、被控訴人島田が修正を求めたら、修正したふりをして、それがばれたという話も聞いた旨を証言（証人[ ] 22頁）は、極めて具体的であるうえ、被控訴人島田や本件弁録報告書案に追記された[ ] コメントの主張にも沿うものであり、信用できる。

よって、この点に関する控訴人都の主張は失当である。

#### 5 小括

以上のとおり、被控訴人島田の供述は、尋問・陳述書の内容に齟齬・矛盾はなく、また、本件弁録報告書案に追記された[ ] コメント、[ ] 警部補及び[ ] 警部補の証言、並びに取調べの録音内容と整合的であり、信用できる

ものである。他方、[REDACTED]コメントを前提とすれば、[REDACTED]警部補が弁解録取書について殊更に隠蔽しようとしたことは明らかであるうえ、弁解録取書を作成し直した理由や過失により廃棄したという理由も極めて不自然かつ不合理であり信用できない。

## 第5 結語

よって、控訴人都の控訴部分につき原判決の判断は正当であるから、控訴人都の控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上